

「ご契約のしおり・約款」について

「ご契約のしおり・約款」の内容は、メディケア生命のホームページでも閲覧・ダウンロードできます。

Webでの閲覧方法

●QRコードから閲覧する場合



スマートフォン等でQRコードを読み取ってください。

URL <https://inscloud.jp/ak/?dc=0220d00dep>

* QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

●メディケア生命ホームページから閲覧する場合

①メディケア生命ホームページ (<https://www.medicarelife.com/>) にアクセスし、「ご契約のしおり・約款」をクリックします。



ご契約のしおり・約款

②「ご加入中のご契約(検索コードから探す)」をクリックします。



ご加入中のご契約(検索コードから探す)

③以下に記載の検索コードを入力して「検索」をクリックします。



検索

*ホームページ画面のデザインやボタンの場所等は今後変更となる場合があります。

検索コード **0220d00dep**

生命保険料控除について

- 生命保険料控除の種類には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。
 - この商品については、お払込みになる保険料のうち、終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)に対する保険料は一般生命保険料控除の対象となります。それ以外の保険料は「介護医療保険料控除」の対象となります。
- *2020年2月現在の税制のもとで記載しております。今後変更される可能性があります。

募集代理店からのお知らせ <生命保険契約の金融機関でのお取り扱いにあたって>

- 保険契約のお申込みと、保険契約の締結に係るお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。
- 三井住友銀行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする保険商品のお申込みはお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。
- この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。

ご検討にあたっては、「ご契約のしおり」「約款」「設計書」を、必ずご覧ください。

[募集代理店]



[引受保険会社]

メディケア生命保険株式会社
住友生命グループ
〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
<メディケア生命コールセンター>
0120-315056
メディケア生命 検索
<https://www.medicarelife.com/> 20044562(2020.3.31)
M31B0A1D20-V1-0009000 2020年4月版

医療終身保険(無解約返戻金型)(20)

NEW

新

メディフィットA^{エス}

医療保障

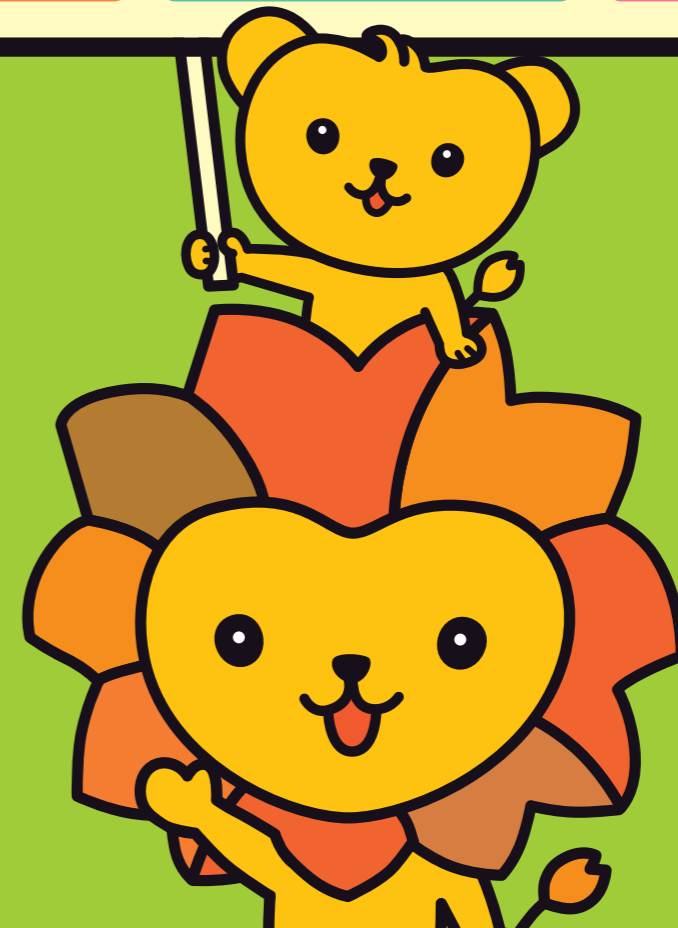
入院・手術等をお手頃な保険料でトータルサポート

がん保障

上皮内がんでも全額保障
保険料のお払込みも免除

女性疾病の保障

女性特有の病気も
特約付加でもっと安心



契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット

- ①「契約概要／注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ②主な免責事項など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分が重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載されていますので、必ずご確認ください。



この商品はメディケア生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります**。

[募集代理店]



[引受保険会社]



備えるポイント

商品の概要

保障内容

保険料表

よくある質問

ご契約の諸基準

サービス

契約概要

注意喚起情報

「病気・ケガ」への備えは万全ですか？

「病気・ケガ」の治療に備えるポイント

⚠ 記載の内容は必ずしも全ての病気・ケガにあてはまるわけではありません。症状等によっては、検査や手術、通院等を行わないこともあります。個々の治療・診断等については、医療機関にご相談ください。

入院前

検査など



- 入院前に実施する**検査にかかる費用**や、病院までの**交通費**などが発生するケースがあります。
- 入院に至らないまでも**通院で薬剤治療**を行うケースがあります。

- 初診料
- 検査費用
- 処置料
- 投薬費用

<検査・薬剤治療の例>



入院中

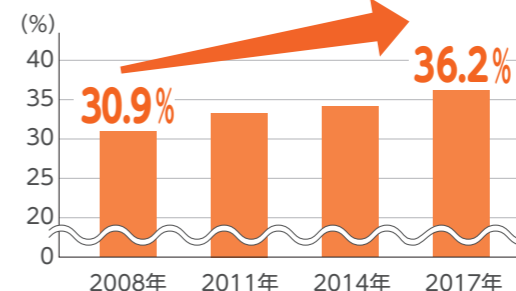
入院



- 医療技術の進歩等により入院日数は**短期化**し、**5日以内の入院**の割合が増えています。
- 一方で**入院日数にかかわらず、入院時には検査にかかる諸費用**などが発生する場合があります。
- その他、入院中は**日用品代**や**テレビ視聴費用**などの諸費用が発生するケースがあります。

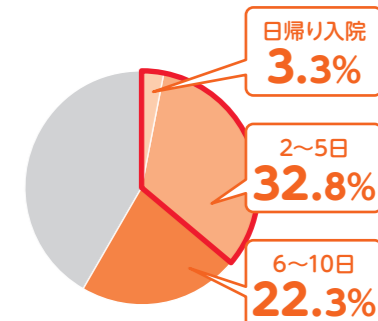
- 入院料
- 検査費用
- 処置料
- 投薬費用
- 入院中の諸費用

<入院日数5日以内の割合> (入院した日を入院1日目として計算)



厚生労働省「平成20年・23年・26年・29年 患者調査」よりメディアケア生命算出

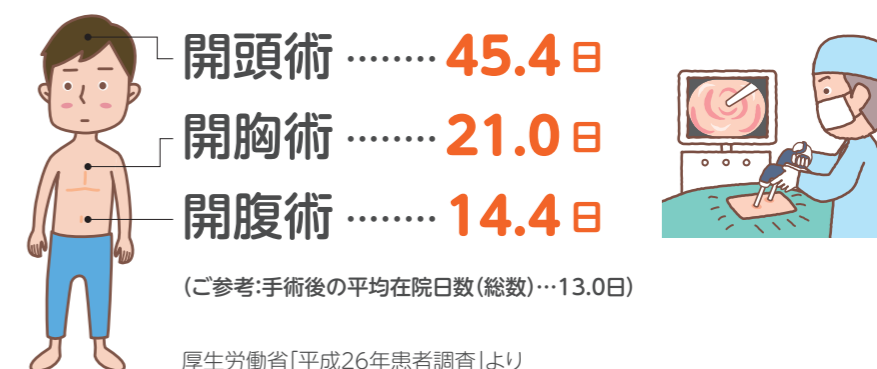
<退院患者の入院期間別の割合> (入院した日を入院1日目として計算)



厚生労働省「平成29年 患者調査」よりメディアケア生命算出

<開頭・開胸・開腹術後の平均在院日数>

<手術の例>腹腔鏡手術



手術



- 日帰り入院での手術や入院を伴わない外来手術などさまざまな手術があります。
- 開頭術・開胸術・開腹術**などの身体に大きく負担のかかる手術は、その他の手術に比べて費用が高額になり、手術後の**入院も長期化**する傾向があります。

- 処置料
- 検査費用
- 手術費用

退院後

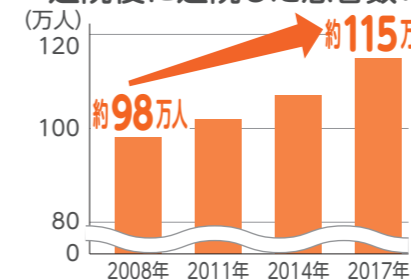
通院



- 退院後の**通院**は増加傾向にあります。
- 通院で薬剤治療**が行われることが多く、抗がん剤などの薬剤治療は、**長期化**しやすくなります。

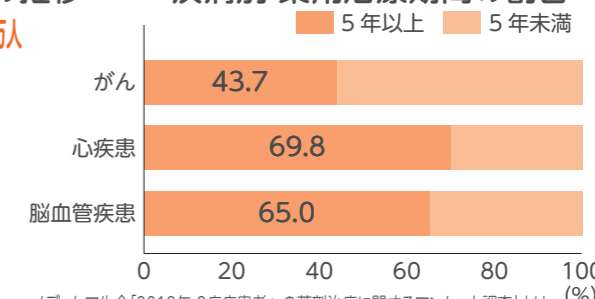
- 処置料
- 検査費用
- 投薬費用

<退院後に通院した患者数の推移>



厚生労働省「平成20年・23年・26年・29年 患者調査」よりメディアケア生命算出

<疾病別 薬剤治療期間の割合>



メディアケア生命「2019年 9疾病患者への薬剤治療に関するアンケート調査」より (診断から5年以上経過した人を対象としています)
*メディアケア生命「2019年 9疾病患者への薬剤治療に関するアンケート調査」には薬剤治療特約の保障範囲と異なる薬剤が含まれている場合があります。

備えるポイント

商品の概要

保障内容

保険料表

よくある質問

ご契約の諸基準

サービス

契約概要

注意喚起情報

保障内容の概要

8大生活習慣病：がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、脾疾患、腎疾患
 特定3疾病：がん、心疾患、脳血管疾患

基本の保障

+

オプション（選べる特約）

			がんは上皮内がんも含めた全てのがんを保障します	お受取額の例	保険期間	詳細ページ
主契約	医療終身保険 (無解約返戻金型)(20) 契約年齢 0～85歳	入院	病気やケガによる入院を日帰り入院 ^{※1} から保障	入院給付日額5,000円の場合 1日につき 5,000円	終身	5 ～ 6 ページ
		手術	公的医療保険制度対象手術 ^{※2} を入院中・外来を問わず保障 <small>*手術によってお支払金額が変わります。詳細は5～6ページをご参照ください。</small>	Ⅱ型・基本給付金額5,000円の場合 (入院中) 1回につき 5・10・25万円 (外来) 1回につき 2.5万円		
		放射線治療	病気やケガによる放射線治療を保障	1回につき 10万円		
		骨髄移植術	病気による骨髄移植術を保障	1回につき 25万円		
		骨髄ドナー	骨髄幹細胞の採取手術を保障	1回につき 5万円		
先進医療	先進医療特約(11) 契約年齢 0～85歳	先進医療による療養を一生涯保障	先進医療給付金 (技術料相当額(自己負担額)) 先進医療一時給付金 5万円	終身	7 ～ 8 ページ	
骨折など	特定損傷特約 契約年齢 0～70歳	病気やケガによる骨折などを80歳まで保障 骨粗しょう症による骨折、き裂骨折(ひび)、疲労骨折なども対象	特定損傷給付金額5万円の場合 1回につき 5万円	80歳まで		
入院一時金	入院一時給付特約(20) 契約年齢 0～75歳	日帰り入院から入院を一時金で保障	入院一時給付金額5万円の場合 1入院につき 5万円	終身	9 ～ 10 ページ	
通院	通院治療特約(20) 契約年齢 0～75歳	退院後の通院を保障	通院治療給付日額5,000円の場合 1日につき 5,000円	終身		
上乗せ保障	8大生活習慣病入院特約(20) 契約年齢 15～75歳	8大生活習慣病による入院を手厚く保障	8大生活習慣病入院給付日額5,000円の場合 1日につき 5,000円	終身		
	特定3疾病一時給付特約 契約年齢 0～75歳	がんなどの特定3疾病を一時金で保障	基本給付金額50万円の場合 <特定3疾病保障型> 1回につき 50万円	終身		
	薬剤治療特約 契約年齢 0～75歳	抗がん剤(ホルモン剤も含む)などの特定3疾病の薬剤治療を保障	抗がん剤治療給付金額5万円/特定薬剤治療給付金額1万円の場合 <支払対象薬剤Ⅰ型> 抗がん剤治療給付金額 1か月につき 5万円 60回型 または 特定薬剤治療給付金額 1か月につき 1万円 120回型 から選択 特定薬剤治療給付金額は、抗がん剤治療給付金額の20%です。	終身	11 ～ 14 ページ	
特定3疾病	特定3疾病保険料払込免除特約(20) 契約年齢 0～75歳	がんなどの特定3疾病で所定の理由のいずれかに該当されたとき	以後の保険料のお払込みを免除	主契約の保険料払込期間満了まで		
	女性医療特約(20) 契約年齢 15～75歳	女性疾病による入院、女性特定手術・乳房再建術を手厚く保障	女性疾病入院給付日額5,000円の場合 <入院・手術型> 入院 1日につき 5,000円 乳房切除術 } 女性特定手術給付金 1回につき 15万円 子宮摘出術 } 卵巣摘出術 } 乳房再建術 乳房再建術給付金 1乳房につき 50万円	終身	15 ～ 16 ページ	
死亡介護	終身保険特約(低解約返戻金型) ^{※2} 契約年齢 0～75歳	死亡または所定の高度障害状態を保障	保険金額50万円の場合 死亡保険金・高度障害保険金 50万円	終身	17 ～ 18 ページ	
	介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型) ^{※2} 契約年齢 15～75歳	死亡または所定の高度障害状態、要介護2以上を保障	保険金額50万円の場合 介護保険金・死亡保険金・高度障害保険金 50万円	終身		

備えるポイント
商品の概要
保障内容
保険料表
よくある質問
ご契約の諸基準
サービス
契約概要
注意喚起情報

3 ※1 日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。 ※2 終身保険特約(低解約返戻金型)もしくは介護保障付終身返戻金型)その他の留意事項については35～49ページ「契約概要」の5[6]9に記載しておりますので、必ずご確認ください。 4

「病気・ケガ」による入院・手術などを充実保障

主契約

医療
終身保険
(無解約
返戻金型)
(20)

契約年齢
0～85歳

上皮内がんも
同額保障

入院

入院給付日額5,000円の場合

- 日帰り入院^{※1}から入院1日につき**5,000円**をお受け取りいただけます。
- 次の①②についてご選択ください。

①給付限度の型

120日型

60日型

30日型

②疾病入院給付金の特則

8大生活習慣病入院
無制限給付特則

特定3疾病入院
無制限給付特則

特則適用なし



「継続入院」の判定日数は90日間!

2回以上入院された場合、入院と入院の間の日数が90日間以上であれば新たな入院とみなします。詳細は27ページQ1・A1をご参照ください。

【疾病入院給付金の特則ごとの1回の入院のお支払限度(60日型の場合)】

病気による入院
60日限度

通算
1095日

8大生活習慣病による入院
支払日数無制限

病気による入院
60日限度

通算
1095日

特定3疾病による入院
支払日数無制限

病気による入院
60日限度

通算
1095日

支払日数無制限の保障はありません

<8大生活習慣病>

がん 心疾患 脳血管疾患 糖尿病
高血圧性疾患 肝疾患 腎臓疾患 腎疾患

<特定3疾病>

がん 心疾患 脳血管疾患

*ケガによる入院の場合：特則にかかわらず、1回の入院のお支払限度は60日、通算限度は1095日。

手術等

- 公的医療保険制度対象の手術を保障します。
- 胸腔鏡手術**や**腹腔鏡手術**も「開胸術」「開腹術」に含みます。
- 手術給付金等の型についてご選択ください。

手術給付金等の型

II型

I型

なし
(入院のみ保障)

基本給付金額5,000円の場合

【手術給付金等の型ごとのお受取額】

		II型	I型
手術 <手術給付金>	入院中	特定3疾病で入院中の手術	5万円 基本給付金額×10倍
		上記以外 例：皮膚がんによるがん細胞切除術	
	上記以外で入院中の手術	開頭術・開胸術・開腹術 例：虫垂炎による腹腔鏡手術	5万円 基本給付金額×10倍
		上記以外 例：白内障による手術	
外来	病気・ケガによる手術 例：子宮頸管ポリープによる手術	2.5万円 基本給付金額×5倍	
放射線治療 <放射線治療給付金>	病気・ケガによる放射線治療	10万円 基本給付金額×20倍	5万円 基本給付金額×10倍
骨髄移植術 <骨髄移植給付金>	病気による骨髄移植術	25万円 基本給付金額×50倍	
骨髄ドナー <骨髄ドナー給付金>	骨髄幹細胞の採取手術	5万円 基本給付金額×10倍	

*I型、II型を選択された場合の基本給付金額は主契約の入院給付日額と同額です。
*手術給付金等の型をなし(入院のみ保障)にされた場合、基本給付金額は0円で、上記手術給付金等の保障はありません。

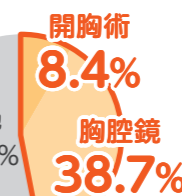
- ⚠ 「創傷処理」など手術給付金をお支払いできない手術が7種類あります。
- ・放射線治療給付金のお支払限度は60日に1回です。
- ・骨髄ドナー給付金について、責任開始日からその日を含めて1年以内に骨髄幹細胞の採取手術を受けられたときはお支払いの対象となりません。

新メディフィットAなら…
穿頭器・胸腔鏡・腹腔鏡を使用した
体への負担が少ない手術も
「開胸術」「開胸術」「開腹術」に含みます。

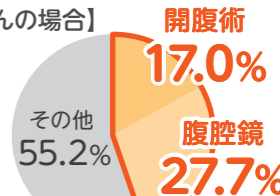
特定3疾病で入院中に上記の手術を受けられた場合、
基本給付金額の**50倍**^{※2}をお受け取りいただけます。

<がん部位別の胸腔鏡・腹腔鏡手術の実施割合>

【肺がんの場合】



【大腸がんの場合】



メディケア生命「2017～2018年度の支払実績」より

腹腔鏡手術とは?

腹部に3～15ミリ程度の穴を数か所開けて、そこから腹腔鏡や専用の手術器具を挿入し、モニターに映し出される腹腔内の様子を観察しながら行う手術です。
他の開腹術と比べて、身体への負担が少なく回復も早い手術です。



先進医療や骨折などへの備え

先進医療

先進医療特約(11)

契約年齢
0～85歳

- 先進医療による療養を保障します。
- さらに治療を実施する施設までの交通費や宿泊等の諸費用などに活用できる先進医療一時給付金**5万円**をお受け取りいただけます。

先進医療給付金
(技術料相当額(自己負担額)) + 先進医療一時給付金 **5万円**

通算 **2,000万円** 限度

⚠療養を受けられた日現在において、先進医療に該当しないときはお支払いできません。

メディケア生命の直接支払いサービス

技術料が全額自己負担となる「重粒子線(炭素イオン線)治療」および「陽子線治療」について、お客さまに安心して治療に専念していただけるよう、先進医療給付金を直接医療機関にお支払いします。



*ご利用にあたっては、お取り扱いできない場合も含め、一定の条件がございますので粒子線治療を開始される前にメディケア生命コールセンター(0120-315056)にご連絡ください。

特定損傷給付金額5万円の場合

- 骨折などの治療を受けられたとき、**80歳まで保障**、**通算10回限度**、**入院の有無にかかわらず**、特定損傷給付金額**5万円**をお受け取りいただけます。

病気やケガ	疾病または傷害による 骨折 に対して治療を受けられたとき
ケガ	不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に、 関節脱臼、腱の断裂、靭帯の断裂 または 半月板の断裂 に対して治療を受けられたとき

- ⚠同一の外因によりお支払いする特定損傷給付金、同一の疾病かつ同時期に発生した骨折に対する特定損傷給付金、および脊椎の圧迫骨折に対する特定損傷給付金のお支払いは、それぞれ1回を限度としています。
- 腱の断裂および靭帯の断裂については、ギブス等による固定や手術を要しない場合はお支払いの対象となりません。
- 半月板の断裂については、手術を要しない場合はお支払いの対象となりません。

骨折など

特定損傷特約

契約年齢
0～70歳

先進医療について

＜先進医療技術にかかる費用等の例＞

⚠記載の技術は2019年12月1日時点のものであり、今後、厚生労働大臣の定める先進医療に該当しなくなる可能性があります。

技術名	施設数	平均費用
陽子線治療 [頭頸部腫瘍(脳腫瘍を含む)・肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍(いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。)]	17	269.7万円
重粒子線治療 [肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍(いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。)]	6	308.9万円

【先進医療技術】2019年12月1日現在の厚生労働省ホームページから一部引用(メディケア生命調べ)
【施設数】2019年12月1日現在の厚生労働省ホームページ【平均費用】厚生労働省「令和元年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について」よりメディケア生命算出

＜陽子線治療・重粒子線治療を実施している医療機関＞

- 【長野県】
 - :社会医療法人財団慈泉会 相澤病院
- 【福井県】
 - :福井県立病院
- 【大阪府】
 - :医療法人伯鳳会 大阪陽子線クリニック
 - ★:大阪重粒子線センター
- 【兵庫県】
 - ★:兵庫県立粒子線医療センター
 - :兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター
- 【奈良県】
 - :社会医療法人高井会 高井病院
- 【京都府】
 - :京都府立医科大学附属病院
- 【岡山県】
 - :津山中央病院
- 【佐賀県】
 - ★:九州国際重粒子線がん治療センター
- 【鹿児島県】
 - :一般財団法人メディポリス医学研究所
メディポリス国際陽子線治療センター
- 【北海道】
 - :北海道大学病院
 - :社会医療法人禎心会 札幌禎心会病院
- 【福島県】
 - :一般財団法人脳神経疾患研究所附属
南東北がん陽子線治療センター
- 【茨城県】
 - :筑波大学附属病院
- 【群馬県】
 - ★:群馬大学医学部附属病院
- 【千葉県】
 - :国立がん研究センター東病院
 - ★:国立研究開発法人
量子科学技術研究開発機構
放射線医学総合研究所病院
- 【神奈川県】
 - ★:神奈川県立がんセンター
- 【静岡県】
 - :静岡県立静岡がんセンター
- 【愛知県】
 - :名古屋市立西部医療センター
 - :成田記念陽子線センター

*実施医療機関は、2019年12月1日現在の厚生労働省ホームページより

骨折の原因は、転倒や交通事故など**外因による骨折**だけでなく、**過度のスポーツなど疲労による骨折**や**骨粗しょう症**などの**病気による骨折**などさまざまです。



ケガ



骨粗しょう症

入院一時金

入院一時
給付特約(20)

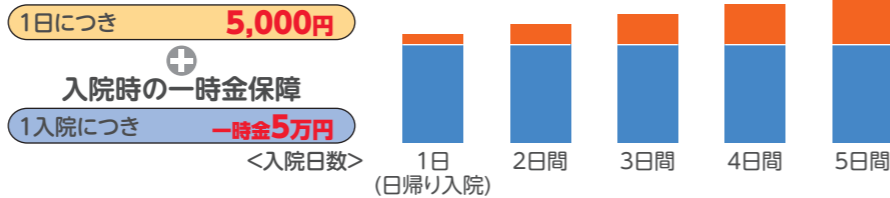
契約年齢
0～75歳

(お支払限度)
1回の入院につき1回/支払回数無制限

入院一時給付金額5万円の場合

- 入院されたとき、入院一時給付金額**5万円**をお受け取りいただけます。
 - 日帰り入院**も対象です。
- <お受取りのイメージ>
入院日数にかかわらず定額の入院一時金を受け取れるので、入院前の検査費用等にもあてられます。

基本の入院保障(主契約)



⚠ 入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされるときは、入院一時給付金は1回分のみお支払いします。(詳細は27ページQ1・A1をご参照ください。)

通院

通院治療特約(20)

契約年齢
0～75歳

上皮内がんも
同額保障

(お支払限度)
通院の原因ががん以外の場合
1回の入院につき30日

通院治療給付日額5,000円の場合

- 退院後180日以内の通院を**支払日数30日を限度**に保障します。
- がん**を原因とした通院の場合は、**退院後5年間の通院を支払日数無制限**で保障します。

通院治療
給付金 **5,000円 × 通院日数**

上乗せ保障

8大生活習慣病入院
特約(20)

契約年齢
15～75歳

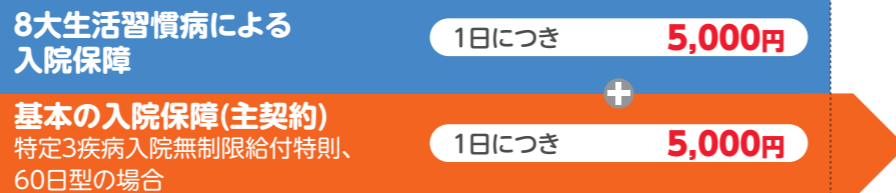
上皮内がんも
同額保障

(お支払限度)
1回の入院につき30日・60日・120日
(主契約の型と同一)

8大生活習慣病入院給付日額5,000円の場合

- 8大生活習慣病^{※1}で入院されたとき、1日につき**5,000円**を上乗せしてお受け取りいただけます。

※1 がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、^腎臓疾患、腎疾患
<がんによる入院のお受取りのイメージ>
給付金が上乗せできるため、保障を手厚くできます。



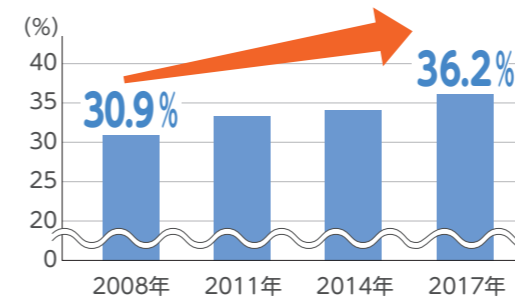
60日

入院にかかる費用は、入院中の医療費ではありません。

- 入院前の**検査費用**
- 入退院時の**交通費**
(電車・タクシー代など)
- 入院中の**日用品代**
(パジャマ・タオルなど)
- 入院中のテレビ**視聴費用**
- 家族・付添い人の**交通費**
- ベビーシッター費用**
(お子さまが小さい場合など)
- 見舞い返し代**
- 健康食品やサプリメント等の費用**

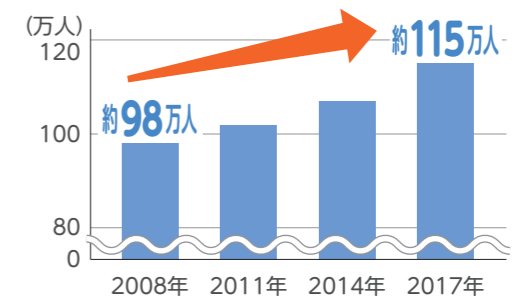
入院日数は**短期化し、5日以内の入院の割合が増えています**。
加えて、**退院後に通院した患者数も増加傾向にあります**。

<入院日数5日以内の割合>
(入院した日を入院1日目として計算)



厚生労働省
[平成20年・23年・26年・29年 患者調査]よりメディアケア生命算出

<退院後に通院した患者数の推移>



厚生労働省
[平成20年・23年・26年・29年 患者調査]よりメディアケア生命算出

ご存知ですか? 8大生活習慣病の総患者数は約**1864.4万人**^{※2}となっています。

※2 複数の疾病で重複して治療を受けている場合も含まれます。

<8大生活習慣病の総患者数>

がん 約 179.2 万人	心疾患 約 173.2 万人	脳血管疾患 約 111.5 万人	糖尿病 約 328.9 万人
高血圧性疾患 約 993.7 万人	肝疾患 約 24.9 万人	すい臓疾患 約 5.2 万人	腎疾患 約 47.8 万人

厚生労働省「平成29年患者調査」より

特定3疾病

特定疾病
一時給付特約

契約年齢
0～75歳

上皮内がんも
同額保障

基本給付金額50万円の場合

- がんなどの特定3疾病のお支払理由に該当されたとき各一時給付金ごとに**50万円**をお受け取りいただけます。
- それぞれの給付金は1年に1回**を限度に**何度でも**お受け取りいただけます。
- 特約の型についてご選択ください。

特定3疾病保障型

がん保障型

特約の型	給付金名	お支払理由	お受取額
がん保障型	がん一時給付金	初めてがんと診断確定されたとき	各一時給付金ごとに 50万円
		2回目以後はがんによる入院を開始されたとき	
特定3疾病保障型	心疾患一時給付金	急性心筋梗塞 入院をされたとき	公的医療保険制度対象手術を受けられたとき
		急性心筋梗塞以外の心疾患 20日以上継続した入院をされたとき	
	脳血管疾患一時給付金	脳卒中 入院をされたとき	公的医療保険制度対象手術を受けられたとき
		脳卒中以外の脳血管疾患 20日以上継続した入院をされたとき	

*2回目以後は、各一時給付金ごとに直前のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、所定の理由に該当されたときに各一時給付金をそれぞれお支払いします。

⚠責任開始日から90日以内に診断確定されたがんはお支払いできません。

がんと診断された方のうち、早期のがんである「**上皮内がん**」で発見される方の割合は少なくありません。

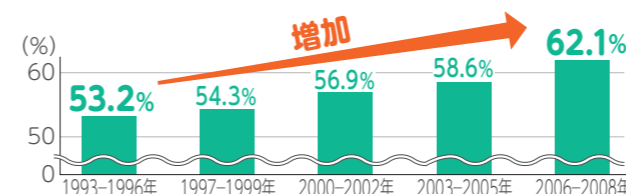
＜がんが発見された人のうち、上皮内がんが発見された人の割合＞



国立がん研究センターがん対策情報センター「全国がん罹患モニタリング集計2015年罹患数・率報告」よりメディアケア生命算出

特定3疾病に罹患すると身体的・経済的にも大きく負担がかかります。早期発見・早期治療が大切です。

＜がん(全部位)の診断年別5年相対生存率*の推移(男女計)＞



「全国がん罹患モニタリング集計 2006-2008年生存率報告(国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター, 2016)、独立行政法人国立がん研究センターがん研究開発費「地域がん登録精度向上と活用に関する研究」平成22年度報告書」より
*がん患者のうち5年後に生存している人の割合が、同じ性・年齢分布をもつ日本人で5年後に生存している人の割合に比べてどのくらい低いかで表したものの。

＜特定3疾病で入院した場合にかかる費用＞

肺がん

35日間入院した場合

高額療養費制度適用後の
入院時自己負担額合計

約**52.3**万円

心筋梗塞

17日間入院した場合

高額療養費制度適用後の
入院時自己負担額合計

約**34.2**万円

脳卒中

30日間入院した場合

高額療養費制度適用後の
入院時自己負担額合計

約**46.6**万円

(前提) 高額療養費は70歳未満、健保、年収約370万円～約770万円(標準報酬月額28万円以上53万円未満)の場合で計算。食事自己負担額は1食あたり460円。差額ベッド代は1日あたり6,100円(希望された場合。差額ベッド代が発生しないケースもあります)。雑費は1日あたり2,500円(日用品、パジャマ類、見舞い・付添者の食事代や交通費等)。

セールス手帖社保険FPS研究所「よくみえる!医療・介護のはなし」より

高額療養費制度について

1か月間に一定限度額以上の自己負担が発生した場合は、高額療養費として支給を受けることができます。同一月内の診療であることなど条件があります。

＜自己負担限度額＞(70歳未満の1か月あたり。健保の場合)

年収	標準報酬月額	自己負担限度額	4月目からの限度額
約1,160万円以上	83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
約770万円～約1,160万円	53万円以上83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
約370万円～約770万円	28万円以上53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
約370万円以下	28万円未満	57,600円	44,400円
住民税非課税		35,400円	24,600円

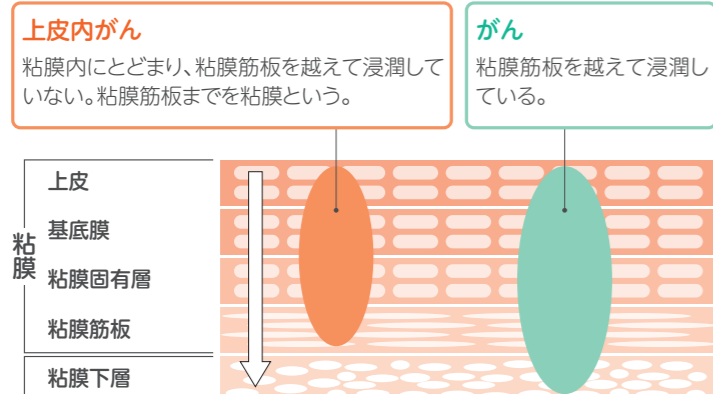
*高額療養費制度については「厚生労働省ホームページ」より抜粋。

*記載の内容は2020年2月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

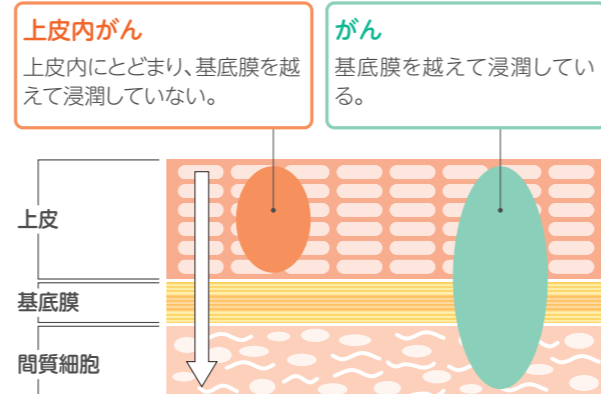
上皮内がんとは…

上皮内がんとは、がん細胞が上皮内(大腸(結腸・直腸)の場合は粘膜のなか)にとどまっておき、それ以上浸潤していない初期のがんのことをいいます。

大腸(結腸・直腸)の場合



子宮頸部の場合



抗がん剤などの薬剤治療 や特定3疾病への備え

特定3疾病

薬剤治療特約

契約年齢
0～75歳

上皮内がんも
同額保障

責任開始日から
90日以内に診断確定された
がんも対象となります。

- がんなどの特定3疾病で、所定の薬剤による公的医療保険制度対象の薬剤治療^{*1}を受けられたとき、給付金をお受け取りいただけます。
- 特約の型についてご選択ください。

抗がん剤型	支払対象薬剤I型 60回型 または 120回型 (いずれかご選択ください)
-------	---

抗がん剤治療給付金額5万円/特定薬剤治療給付金額1万円の場合

特約の型	給付金名	お支払理由	お支払限度	お受取額
支払対象薬剤I型	抗がん剤治療給付金	がんによる薬剤治療を受けられたとき <支払対象薬剤> 抗がん剤 (ホルモン剤も対象)	支払回数無制限 (同一月に1回)	1か月につき 5万円
	特定薬剤治療給付金	心疾患、脳血管疾患による薬剤治療を受けられたとき <支払対象薬剤> 抗血栓薬	60回型: 通算60回限度 120回型: 通算120回限度 (いずれも同一月に1回)	1か月につき 1万円

^{*1} 発病した疾病の治療を直接の目的としない支払対象薬剤の投与または処方を除きます。
^{*} 特定薬剤治療給付金額は、抗がん剤治療給付金額の20%です。
^{*} 支払対象薬剤にはジェネリック医薬品(後発薬)や将来の新薬を含みます。
^{*} お支払いの対象となる薬剤かどうかは、「医薬品ナビ」でご確認ください。(「医薬品ナビ」については30ページ Q7・A7をご参照ください。)

⚠ 対象疾病の治療に使用されるすべての薬剤を対象とするものではありません。
 ・心疾患および脳血管疾患の支払対象薬剤に、アスピリン、アスピリン・ダイアルミネート、アスピリン・ランソプラゾール配合剤は含まれません。ただし、クロピドグレル硝酸塩・アスピリン配合錠はお支払いの対象です。(2020年2月時点)
 ・支払対象薬剤により治療中の場合等は付加いただけません。
 また、支払対象薬剤以外の薬剤により治療中の場合等も付加いただけません。

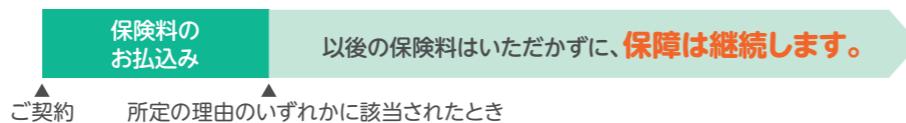
特定3疾病

特定3疾病 保険料払込 免除特約(20)

契約年齢
0～75歳

上皮内がんも
対象

- 特定3疾病で所定の理由のいずれかに該当されたとき、以後の保険料のお払込みは必要ありません。

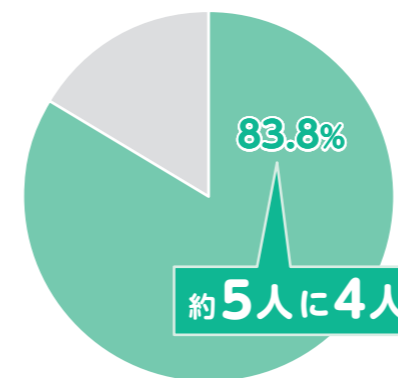


所定の理由	がん	初めてがんと診断確定されたとき
	心疾患	急性心筋梗塞
急性心筋梗塞以外の心疾患		20日以上継続した入院をされたとき または 公的医療保険制度対象手術を受けられたとき
脳血管疾患	脳卒中	入院をされたとき
	脳卒中以外の脳血管疾患	20日以上継続した入院をされたとき または 公的医療保険制度対象手術を受けられたとき

⚠ 責任開始日から90日以内に診断確定されたがんは保険料のお払込免除のお取扱いはできません。

がんによる退院後の通院は約5人に4人です。

<がんによる入院患者が退院後に通院した割合>



厚生労働省「平成29年患者調査」よりメディケア生命算出

がんなどの特定3疾病の治療では、薬剤治療も行われます。

<薬剤治療を行った割合(主な疾患の例)>

がん	乳がん 74.2%	肺がん 47.9%	大腸がん 34.7%
心疾患	肺塞栓症 ^{*2} 64.2%	心房細動 ^{*3} 56.9%	狭心症 39.2%
脳血管疾患	頸部頸動脈狭窄症 ^{*4} 75.0%	脳梗塞 53.0%	脳出血 ^{*5} 27.1%

^{*2} エコノミークラス症候群 ^{*3} 不整脈のひとつ
^{*4} 首の動脈の内部が狭くなる症状(脳梗塞の原因)
^{*5} くも膜下出血含む
 メディケア生命「2018年 9疾病患者へのアンケート調査」より、「医師の診察のみ」の回答を除いて算出

薬剤治療にかかる月々の経済的負担も高まります。

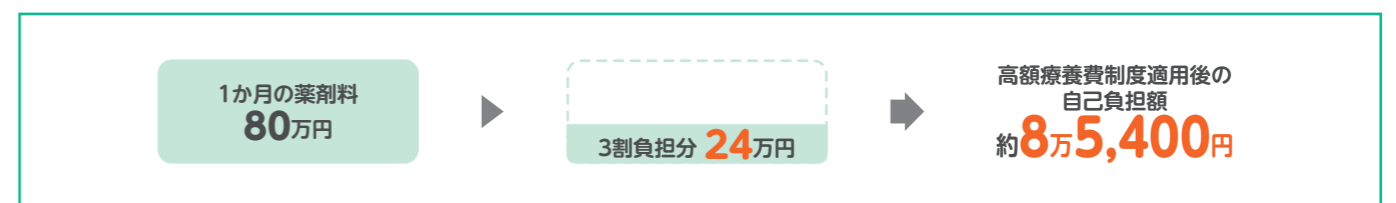
<平均自己負担月額(通院による薬剤治療)>



株式会社JMDC「レセプトデータ(2017年11月)」よりメディケア生命算出(自己負担額は3割、70歳未満、年収約370万円～約770万円の場合。実際の自己負担額はケースにより異なります。)

*株式会社JMDC「レセプトデータ(2017年11月)」には薬剤治療特約の保障範囲と異なる薬剤が含まれている場合があります。

<抗がん剤を使用した治療例>



*上記治療費は、2020年2月時点の薬価をもとにメディケア生命が試算したものであり、薬剤料のみの金額です。70歳未満・年収約370万円～約770万円(標準報酬月額28万円～53万円未満)の場合。直近の12か月間にすでに3月以上高額療養費の支給を受けている場合には自己負担限度額が4万4,400円になります。

疾患罹患後の勤め先の退職の状況

<特定3疾病に罹患しその後勤め先を退職した割合>



独立行政法人 労働政策研究・研修機構「平成30年 病気の治療と仕事の両立に関する実態調査(WEB患者調査)」より

女性疾病による入院や手術への備え

女性疾病

女性医療特約(20)

契約年齢
15～75歳

上皮内がんも
同額保障

(お支払限度)
1回の入院につき30日・60日・120日
(主契約の型と同一)

女性疾病入院給付日額5,000円の場合

- 女性疾病による入院をされたとき、1日につき**5,000円**を上乗せしてお受け取りいただけます。
- 特約の型についてご選択ください。

入院・手術型	入院型
--------	-----

特約の型	給付金名	お支払理由	お支払金額	お受取額	
入院型	女性疾病入院給付金	女性疾病により入院されたとき	女性疾病入院給付 × 入院日数 日額	5,000円 × 入院日数	
入院手術型	女性特定手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●診断確定されたがんにより乳房切除術を受けられたとき ●傷害または疾病により子宮摘出術を受けられたとき ●傷害または疾病により卵巣摘出術を受けられたとき 	一部切除も全額保障 それぞれ何度でも保障	女性疾病入院給付 × 30倍 日額	15万円
	乳房再建術給付金	女性特定手術給付金の対象となった乳房について、 乳房再建術 を受けられたとき	自由診療も対象	女性疾病入院給付 × 100倍 日額	50万円

⚠責任開始日から90日以内に診断確定されたがんによる乳房切除術はお支払いできません。
 ・検査のための手術、子宮頸管ポリープ切除術などは女性特定手術給付金のお支払いの対象となりません。
 ・乳房再建術給付金のお支払限度は1乳房につき1回です。

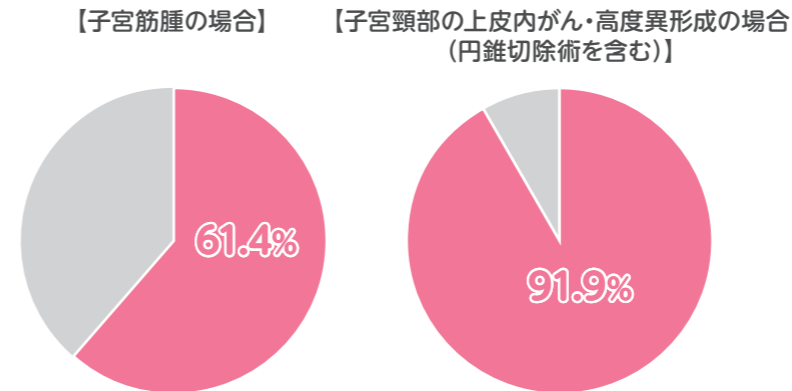
<女性疾病の例>

女性特有の病気	<ul style="list-style-type: none"> ●子宮筋腫 ●卵巣のう腫 ●卵巣機能障害 ●卵巣出血 ●乳房の良性新生物 	<ul style="list-style-type: none"> ●子宮内膜症 ●子宮脱 ●女性不妊症 ●卵管留膿症 ●子宮の良性新生物 	<ul style="list-style-type: none"> ●月経不順 ●閉経周辺期障害 ●乳腺炎 ●乳腺症 ●卵巣の良性新生物 など
妊娠・出産にかかわる症状	<ul style="list-style-type: none"> ●(切迫)流産 ●重症妊娠悪阻 ●帝王切開 	<ul style="list-style-type: none"> ●(切迫)早産 ●妊娠高血圧症候群 ●多胎分娩 	<ul style="list-style-type: none"> ●子宮外妊娠 ●妊娠糖尿病 ●産科的感染症 など
女性に多い病気	<ul style="list-style-type: none"> ●鉄欠乏性貧血 ●橋本病 ●胆のう炎 ●膀胱炎 ●腹圧性尿失禁 ●リウマチ ●クッシング症候群 ●シェーグレン症候群 ●骨粗しょう症 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●低血圧症 ●甲状腺腫 ●尿路結石 ●糸球体腎炎 ●大動脈炎症候群 ●メニエール病 ●アレルギー性紫斑病 ●全身性エリテマトーデス 	<ul style="list-style-type: none"> ●パセドウ病 ●胆石症 ●腎結石 ●腎盂腎炎 ●若年性関節炎 ●ネフローゼ症候群 ●膠原病 ●全身性強皮症
すべてのがん(上皮内がんを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●乳がん ●卵巣がん ●胃がん ●甲状腺がん ●喉頭がん ●骨肉腫 ●肝臓がん 	<ul style="list-style-type: none"> ●子宮体がん ●卵管がん ●肺がん ●悪性リンパ腫 ●咽頭がん ●膀胱がん ●舌がん など 	<ul style="list-style-type: none"> ●子宮頸がん ●膣がん ●大腸がん ●白血病 ●食道がん ●腎臓がん

女性特有の
がんに
限りません。

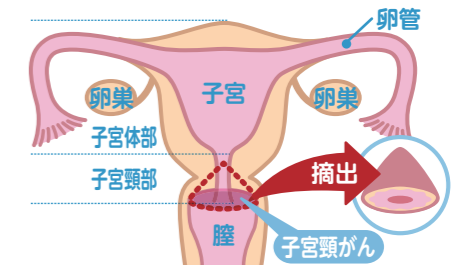
女性特定手術給付金は、**一部を切除・一部を摘出する手術でも全額お支払いします。**

<病名ごとの手術のうち、一部切除・一部摘出した割合>



メディケア生命「2018年度支払実績」より

<子宮頸部円錐切除術のイメージ図>



子宮頸部を円錐状に切除する術式。子宮を温存し、妊娠・出産の可能性を残すことができる手術のことです。

乳房切除術・子宮摘出術・卵巣摘出術は**それぞれ、何度でもお支払いします。**

CASE 1

卵巣がんと診断

広汎子宮全摘出術^{※1}

<卵巣がんで子宮と卵巣を同時に摘出(一部摘出を含む)した割合>

メディケア生命「2018年度支払実績」より

CASE 2

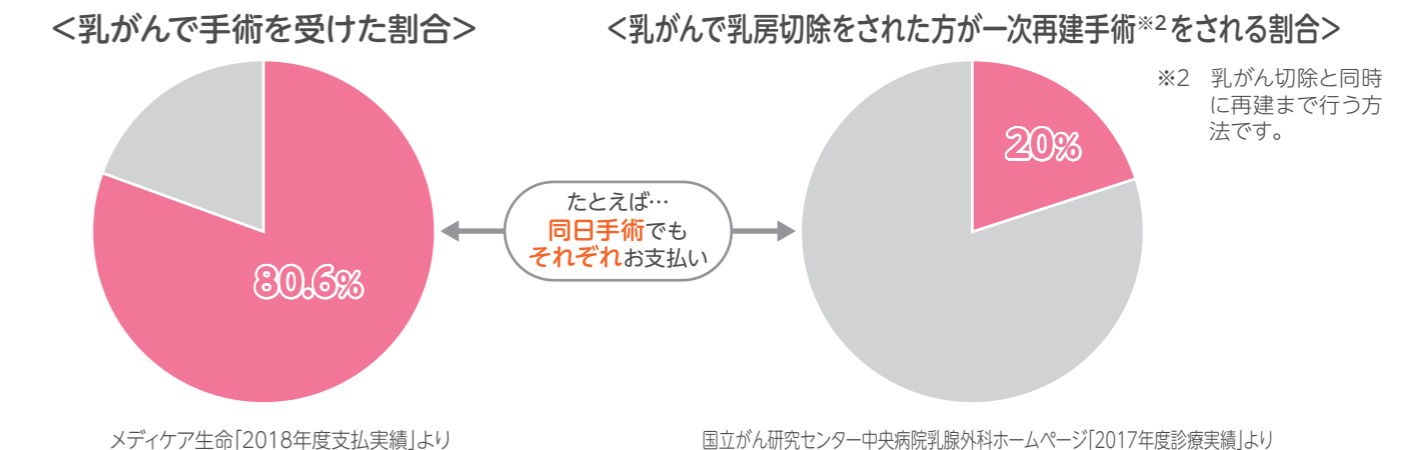
子宮筋腫と診断

腹腔鏡下子宮筋腫核出術

再発し再度の同手術

乳房再建術も**手厚く保障します。自由診療も対象です。**

(例) 公的医療保険制度対象外のインプラントを使用した再建術



以下の2つの特約どちらかご選択いただけます。

死亡

終身保険特約
(低解約返戻金型)

契約年齢
0～75歳

保険金額50万円の場合

- 死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたとき、死亡保険金または高度障害保険金**50万円**をお受け取りいただけます。

⚠️・同一の契約において、終身保険特約(低解約返戻金型)と介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を重複して付加することはできません。
・死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。
・主契約が「特則適用なし」の場合で、手術給付金等の型が「なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。

介護

介護保障付
終身保険特約
(低解約返戻金型)

契約年齢
15～75歳

保険金額50万円の場合

- 公的介護保険制度の要介護2^{*1}以上に認定**されたとき、死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたとき、介護保険金または死亡保険金または高度障害保険金**50万円**をお受け取りいただけます。

*1 [要介護2の身体状態の目安]
食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱はなんとかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
公益財団法人 生命保険文化センターホームページより

【各保険金のお支払いの対象となる年齢】

保険金名	年齢	39歳以下	40～64歳	65歳以上
介護保険金		× お支払対象外	○ お支払対象	○ お支払対象
公的介護保険制度		被保険者ではないため、認定の対象外	【第2号被保険者】 16種類の特定疾病によって要介護状態になった場合に限り認定の対象	【第1号被保険者】 要介護状態になった原因にかかわらず認定の対象
死亡保険金 高度障害保険金		○ お支払対象	○ お支払対象	○ お支払対象

*記載の内容は2020年2月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

⚠️・同一の契約において、終身保険特約(低解約返戻金型)と介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を重複して付加することはできません。
・介護保険金・死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。
・主契約が「特則適用なし」の場合で、手術給付金等の型が「なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。

*上記の特約を付加される場合は、リビング・ニーズ特約を付加していただくことができます。

リビング・ニーズ特約

特約保険料無料

終身保険特約(低解約返戻金型)または介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を付加する場合に付加できます。

余命6か月以内と判断されるとき、死亡保険金の全部^{*2}または一部^{*2}を前払請求していただけます。

⚠️・リビング・ニーズ保険金のお支払限度は1契約につき1回です。リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。
・リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、介護保険金、死亡保険金または高度障害保険金の支払請求を受け、その保険金をお支払いするときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いしません。
・リビング・ニーズ保険金をお支払いしたときは、対応する終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)は請求日にさかのぼって消滅または減額されたものとして扱います。なお、これに伴う解約返戻金のお支払いはありません。

*2 請求日における終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)の死亡保険金の合計額または、3,000万円(被保険者おひとりにつき)のいずれか小さい金額を限度とします。なお、限度額は将来変更することがあります。

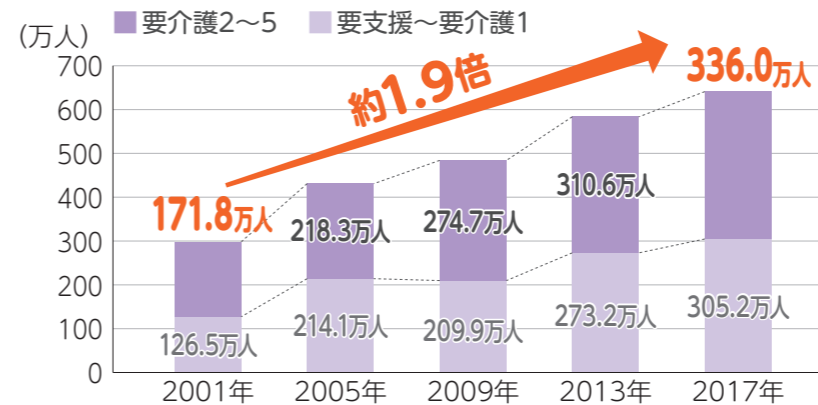
葬儀にはさまざまな費用がかかります。

葬儀費用の内訳	通夜からの飲食接待費	30.6万円
	寺院への費用(お経、戒名、お布施)	47.3万円
	葬儀一式費用 (病院からの搬送、安置、飾り付け、会場祭壇設営、会葬御礼、霊柩車、ハイヤー、火葬費用、斎場使用料)	121.4万円
葬儀費用の合計		195.7万円

*各項目の費用は平均額であり、葬儀費用の合計とは一致しません。
一般財団法人日本消費者協会「第11回『葬儀についてのアンケート調査』報告書/2017年1月」より

要介護2以上の認定者数は16年間で約1.9倍になっています。

<要介護(要支援)認定者数の推移(各年度末現在)>



「介護保険事業状況報告(年報)2001年度～2017年度(厚生労働省)」よりメディアケア生命算出

<介護が必要となった主な原因>

原因	割合
認知症	17.9%
脳血管疾患(脳卒中)	16.5%
高齢による衰弱	13.2%
骨折・転倒	12.0%
関節疾患	10.1%

厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」よりメディアケア生命算出

<介護にかかる平均費用・期間>

介護費用

一時経費

平均**69.2万円**

住宅改造や
介護用ベッドの購入
など

介護期間

月額

平均**7.8万円**

介護期間

平均**54.5か月**

(4年7か月)

公益財団法人 生命保険文化センター「平成30年度「生命保険に関する全国実態調査」」より

*ご契約にあたっては最低日額・最低保険料があります。

最低日額 最低保険料

「主契約の日額が3,000円以上かつ主契約+特約の保険料合計が1,000円以上」または「主契約の日額が5,000円以上」

左記にあてはまらない場合は、お申し込みいただけません

入院給付日額 5,000円

[保険期間・保険料払込期間:終身(特定損傷特約は80歳まで)] [給付限度の型:30日型]

(単位:円)

基本の保障(主契約)

オプション(選べる特約)

Table with columns for age (契約年齢), insurance type (II型, I型, なし), and various benefit amounts (e.g., 8大生活習慣病入院無制限給付特則, 特定3疾病入院無制限給付特則, 先進医療特約, etc.).

●2020年4月現在の保険料を表示しています。●上記保険料の「-」についてはお取り扱いしておりません。●年払い、半年払いの保険料や上記以外の保... *同一の契約において、終身保険特約(低解約返戻金型)と介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を重複して付加することはできません。また、主契約

険料払込期間や主契約の入院給付日額、特約の給付金額等の保険料については、設計書などでご確認ください。 [「特則適用なし」の場合で、手術給付金等の型が「なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。

備えるポイント 商品の概要 保障内容 保険料表 よくある質問 ご契約の諸基準 サービス 契約概要 注意喚起情報

*ご契約にあたっては最低日額・最低保険料があります。

最低日額 最低保険料

「主契約の日額が3,000円以上かつ主契約+特約の保険料合計が1,000円以上」または「主契約の日額が5,000円以上」

左記にあてはまらない場合は、お申し込みいただけません

入院給付日額 5,000円

[保険期間・保険料払込期間:終身(特定損傷特約は80歳まで)] [給付限度の型:30日型]

(単位:円)

基本の保障(主契約)

オプション(選べる特約)

Main table with columns for age, insurance type (II, I, none), and various benefit amounts (e.g., hospitalization, advanced medical, specific damage, etc.) for ages 0 to 85.

●2020年4月現在の保険料を表示しています。●上記保険料の「-」についてはお取り扱いしておりません。●年払い、半年払いの保険料や上記以外の保...

保険料払込期間や主契約の入院給付日額、特約の給付金額等の保険料については、設計書などでご確認ください。 「特別適用なし」の場合で、手術給付金等の型が「なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。

備えるポイント 商品の概要 保障内容 保険料表 よくある質問 ご契約の諸基準 サービス 契約概要 注意喚起情報

*ご契約にあたっては最低日額・最低保険料があります。

最低日額 最低保険料

「主契約の日額が3,000円以上かつ主契約+特約の保険料合計が1,000円以上」または「主契約の日額が5,000円以上」

左記にあてはまらない場合は、お申し込みいただけません

入院給付日額 5,000円

[保険期間・保険料払込期間:終身(特定損傷特約は80歳まで)] [給付限度の型:30日型]

(単位:円)

基本の保障(主契約)

オプション(選べる特約)

Main table with columns for age, insurance type (II, I, None), and various optional benefits like advanced medical care, specific damage, hospitalization, and cancer treatment.

●2020年4月現在の保険料を表示しています。●上記保険料の「-」についてはお取り扱いしておりません。●年払い、半年払いの保険料や上記以外の保...

保険料払込期間や主契約の入院給付日額、特約の給付金額等の保険料については、設計書などでご確認ください。[「特約適用なし」]の場合で、手術給付金等の型が「なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。

備えるポイント 商品の概要 保障内容 保険料表 よくある質問 ご契約の諸基準 サービス 契約概要 注意喚起情報

*ご契約にあたっては最低日額・最低保険料があります。

最低日額 最低保険料

「主契約の日額が3,000円以上かつ主契約+特約の保険料合計が1,000円以上」または「主契約の日額が5,000円以上」

左記にあてはまらない場合は、お申し込みいただけません

入院給付日額 5,000円

[保険期間・保険料払込期間:終身(特定損傷特約は80歳まで)] [給付限度の型:30日型]

(単位:円)

基本の保障(主契約)

オプション(選べる特約)

Main table with columns for age, insurance type (II, I, None), and various optional benefits like advanced medical, specific damage, hospitalization, and drug treatment. Includes a red plus sign icon between the main and optional sections.

●2020年4月現在の保険料を表示しています。●上記保険料の「-」についてはお取り扱いしておりません。●年払い、半年払いの保険料や上記以外の保...

険料払込期間や主契約の入院給付日額、特約の給付金額等の保険料については、設計書などでご確認ください。 [「特約適用なし」の場合、手術給付金等の型が「なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。

備えるポイント 商品の概要 保障内容 保険料表 よくある質問 ご契約の諸基準 サービス 契約概要 注意喚起情報

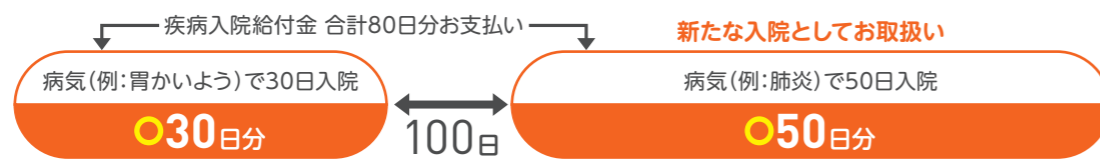
Q1 複数回入院した場合の取扱いについて教えてください。

A1 2回以上入院された場合、それらの入院を継続した1回の入院とみなすことがあります。

<新メディフィット A(60日型)での給付事例(主契約)>

ケース 1

病気(例:胃かいよう)で入院後、退院日の翌日からその日を含めて100日後に病気(例:肺炎)で入院された場合



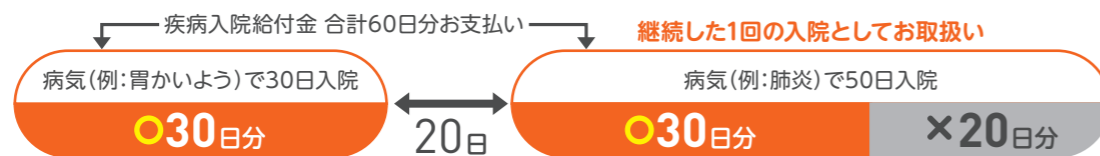
直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて90日経過してから疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を開始されたときは、**新たな入院とみなすため、疾病入院給付金は入院した日数分をお受け取りいただけます。**

入院保障に関する特約^{※1}についても同様です。



ケース 2

病気(例:胃かいよう)で入院後、退院日の翌日からその日を含めて90日以内に病気(例:肺炎)で入院された場合



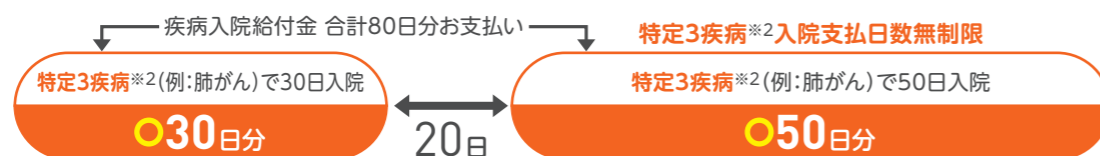
直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて90日以内に疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を開始されたときは、**継続した1回の入院としてお取り扱いします。**

入院保障に関する特約^{※1}についても同様です。



ケース 3

<特定3疾病入院無制限給付特則を適用された場合>
特定3疾病^{※2}(例:肺がん)で入院後、再度特定3疾病^{※2}(例:肺がん)の治療で入院された場合



特定3疾病^{※2}による入院の場合、**入院と入院の間の日数に関係なく、支払日数無制限**で疾病入院給付金をお受け取りいただけます。

※1 入院一時給付特約(20)、通院治療特約(20)、8大生活習慣病入院特約(20)、女性医療特約(20)
 ※2 8大生活習慣病入院無制限給付特則を適用された場合は8大生活習慣病となります。
 *上記の事例は入院状況などによってお取扱いが異なる場合があります。

Q2 手術給付金および放射線治療給付金の支払いの対象かどうか確認する方法はありますか?

A2 病院の領収証等でご確認できます。

<放射線治療給付金が支払われる場合>
「放射線治療」に金額(点数)の記載がある場合

<手術給付金が支払われる場合>

- 入院中の手術
「入院料等」と「手術」の両方に金額(点数)の記載がある場合
- 外来での手術
「手術」のみに金額(点数)の記載がある場合

<手術給付金が支払われない場合>

- 「処置」のみに金額(点数)の記載がある場合
(例)持続的胸腔ドレナージ

患者番号	氏名	請求期間					
00000	〇〇 〇〇 様	〇年〇月〇日~〇月〇日分					
人・外	発行日	保険者番号	負担割合	本・家			
入院	●●年●月●日	XXXX	X	本			
初・再診料	入院料等	医学管理費	在宅医療	検査	画像診断	投薬	
0	1,410	6,800	0	0	0	0	
注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療	
0	0	0	0	137,640	0	55,060	
療養担当手当	病理診断						
0	5,000						
保険外負担							
合計	205,910				94		
負担額	61,773				94		
前回来収金	0	請求金額	61,679	今回来収金	0	領収金額	61,679

*右記の領収証はひとつの例であり、病院によって様式が異なる場合があります。



公的医療保険制度対象の手術(約1,000種類)を保障 (一部対象外となる手術があります。)

新メディフィットAでは**扁桃腺手術・乳腺良性腫瘍手術・抜釘術**等の公的医療保険制度対象手術は保障の対象となります。

<手術給付金のお支払いの対象外となる手術>

- 傷の処理(創傷処理、デブリードマン)
- 切開術(皮膚、鼓膜)
- 抜歯手術
- 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
[例:脱臼を正常な状態に戻す手術]
- 異物除去(外耳、鼻腔内)
- 鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)
[例:アレルギー性鼻炎の治療のために行われる手術]
- 魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)



<手術給付金>

領収証の「手術」欄に診療報酬点数または金額が表示されていれば保障の対象となります。(一部対象外となる手術があります。)

<放射線治療給付金>

領収証の「放射線治療」欄に診療報酬点数または金額が表示されていれば保障の対象となります。

*一部の手術は「手術」欄に診療報酬点数または金額が表示されないことがありますので、領収証とともに発行される「診療明細書」をご参照いただくか、医療機関にご確認ください。
 *記載の内容は2020年2月時点の制度によります。

Q3 薬剤治療を複数回受けた場合、給付金が支払われるケースと支払われないケースを教えてください。

A3 抗がん剤治療給付金および特定薬剤治療給付金のお支払いは、それぞれ同一の月で1回を限度としています。具体的なお支払いのパターンは以下をご参照ください。

<同一の月に薬剤治療を複数回受けられた場合>

ケース 1	異なる給付金の場合 (抗がん剤治療給付金と特定薬剤治療給付金の場合)		抗がん剤治療①と特定薬剤治療①のいずれもお受け取りいただけます。
ケース 2	同一の給付金の場合 (例は抗がん剤治療給付金と抗がん剤治療給付金の場合)		抗がん剤治療①がお支払いの対象となるため、同一の月にある抗がん剤治療②はお受け取りいただけません。
ケース 3	同一の種類の場合、薬剤治療の原因となる疾病が異なる場合 (心疾患と脳血管疾患の場合)		心疾患による特定薬剤治療①がお支払いの対象となるため、同一の月にある脳血管疾患による特定薬剤治療②はお受け取りいただけません。

4/1

4/30

Q4 同一の月に、複数月分の薬剤を処方された場合はどうなりますか？

A4 同一の月に複数月分の薬剤を処方されても、給付金のお支払いは1か月分(処方月分)のみとなります。

4月に5月分も含めて2か月分の薬剤を処方されていますが、5月に新たに薬剤を処方されていないことから、4月分(処方月分)のみをお受け取りいただけます(5月分はお受け取りいただけません)。

<4月に薬剤を2か月分処方された場合>

4月分	5月分
○	×
特定薬剤治療①	特定薬剤治療②

Q5 入院中に薬剤治療を受けた場合でも、支払いの対象となりますか？

A5 お支払いの対象となります。

入院中に、注射(点滴など)によって所定の薬剤を投与された場合や飲み薬などの所定の薬剤を処方された場合でも、お支払いの対象となります。病院発行の「診療明細書」などで薬剤名をご確認いただけます。

Q6 診断書は、請求の都度提出しなければならないのですか？

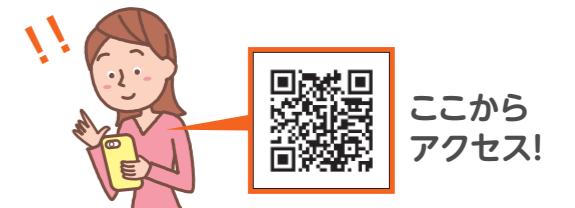
A6 いいえ、請求の都度提出する必要はありません。

初回のご請求の際には診断書の提出が必要になりますが、2回目以降のご請求の際にはメディケア生命所定の条件により、診断書に代えて病院から発行される「診療明細書」や、薬局から発行される「調剤明細書」などの「薬剤名が確認できる書類」により請求することができます。提出書類などの詳細はメディケア生命までお問い合わせください。

Q7 処方された薬剤が給付金の支払いの対象かどうか確認する方法はありますか？

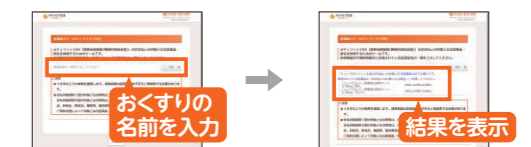
A7 「医薬品ナビ」で簡単に確認できます。

① 「医薬品ナビ」にアクセスして検索



② お支払いの対象となる薬剤かどうかわかります。 <https://iyakuhin.medicarelife.com/>

③ 薬剤が見つかったら、ご請求ください。



「医薬品ナビ」でご確認できない場合などはメディケア生命までお問い合わせください。

入院・通院・手術の有無にかかわらず、所定の薬剤治療を受けられた場合には給付金をお支払いします。メディケア生命の医療保険にご加入され、その保険のお支払理由(入院・通院等)が生じた場合、薬剤治療特約のお支払理由に該当する薬剤治療を受けていないか、あわせてご確認ください。

ご契約の諸基準

<主契約の取扱い>

契約年齢範囲	入院給付日額の範囲	保険期間
0～85歳	19歳以下:3,000円～10,000円 20歳以上:3,000円～20,000円 *1,000円単位	終身(更新なし)*1
保険料払込期間		保険料払込回数
終身*1、 有期(55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)		月払い、半年払い、年払い
保険料払込経路		
第1回:振込み扱い、口座振替扱い*2、クレジットカード扱い(月払いのみ)*2 第2回以後:口座振替扱い*2、クレジットカード扱い(月払いのみ)*2		
選べる特約		
先進医療特約(11)、入院一時給付特約(20)、通院治療特約(20)、特定損傷特約、8大生活習慣病入院特約(20)、女性医療特約(20)、特定疾病一時給付特約、特定3疾病保険料払込免除特約(20)、薬剤治療特約、終身保険特約(低解約返戻金型)*3、介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)*3、リビング・ニーズ特約*4		

<特約の取扱い>

先進医療特約(11) 【契約年齢範囲:0～85歳】	先進医療給付金(技術料相当額(自己負担額)) +先進医療一時給付金5万円 *通算2,000万円限度
入院一時給付特約(20) 【契約年齢範囲:0～75歳】	給付金額1万円以上20万円以下 *1万円単位
通院治療特約(20) 【契約年齢範囲:0～75歳】	日額1,000円以上10,000円以下かつ主契約の入院給付日額以下 *1,000円単位
特定損傷特約 【契約年齢範囲:0～70歳】	給付金額5万円以上10万円以下 (契約年齢0～14歳は5万円) *1万円単位
8大生活習慣病入院特約(20) 【契約年齢範囲:15～75歳】	日額2,000円以上20,000円以下かつ主契約の入院給付日額以下 *1,000円単位
女性医療特約(20) 【契約年齢範囲:15～75歳】	日額2,000円以上20,000円以下かつ主契約の入院給付日額以下 *1,000円単位
特定疾病一時給付特約 【契約年齢範囲:0～75歳】	基本給付金額10万円以上200万円以下 *10万円単位
特定3疾病保険料払込免除特約(20) 【契約年齢範囲:0～75歳】	所定の理由に該当されたときに、以後の保険料のお払込免除
薬剤治療特約 【契約年齢範囲:0～75歳】	抗がん剤型:抗がん剤治療給付金額1万円以上30万円以下 支払対象薬剤I型:抗がん剤治療給付金額5万円以上30万円以下 特定薬剤治療給付金額1万円以上6万円以下 *特定薬剤治療給付金額は抗がん剤治療給付金額の20%です。
終身保険特約(低解約返戻金型)*3 【契約年齢範囲:0～75歳】	主契約の入院給付日額×100倍 *同一の契約において、介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)と重複して付加することはできません。
介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)*3 【契約年齢範囲:15～75歳】	主契約の入院給付日額×100倍 *同一の契約において、終身保険特約(低解約返戻金型)と重複して付加することはできません。
リビング・ニーズ特約*4 【契約年齢範囲:0～75歳】	余命6か月以内と判断されるとき、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。

*給付金額等の取扱範囲内であってもメディアケア生命の規定によりご加入いただけない場合がございます。

※1 特定損傷特約について、保険期間は80歳までとなります。保険料払込期間は主契約と同一となります。(ただし、主契約の保険料払込期間が終身の場合は80歳までとなります。)

※2 第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。

※3 主契約が「特則適用なし」の場合で、手術給付金等の型が「なし(入院のみ保障)」のときは付加することができません。

※4 終身保険特約(低解約返戻金型)または介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を付加する場合に付加できます。

<プランの場合>

プラン名	Aプラン <60日型、特定3疾病 入院無制限給付特則、II型>	Bプラン <30日型、特定3疾病 入院無制限給付特則、II型>	Cプラン <30日型、特則適用なし、I型>	Dプラン <30日型、特則適用なし、手術 給付金等なし(入院のみ保障)>
契約年齢範囲	0～75歳			0～85歳
入院給付日額の範囲	5,000円、10,000円			
保険期間	終身(更新なし)*1			
保険料払込期間	終身*1			
保険料払込回数	月払い			
保険料払込経路	第1回:振込み扱い、口座振替扱い*2、クレジットカード扱い(月払いのみ)*2 第2回以後:口座振替扱い*2、クレジットカード扱い(月払いのみ)*2			
特約	入院一時給付特約(20)、 薬剤治療特約 (抗がん剤型)	入院一時給付特約(20)		—
選べる特約	先進医療特約(11)、特定損傷特約 女性医療特約(20)、特定3疾病保険料払込免除特約(20)			

備えるポイント

商品の概要

保障内容

保険料表

よくある質問

ご契約の諸基準

サービス

契約概要

注意喚起情報

メディケア生命の健康・医療に関する無料サービス

赤ちゃんが泣き止まない
どうしよう



健康のためには
どんな食事を
とればいい?



応急手当の
仕方を
教えて!



医師・保健師・看護師などの
経験豊かなスタッフによる

24時間365日年中無休の電話相談 サービス

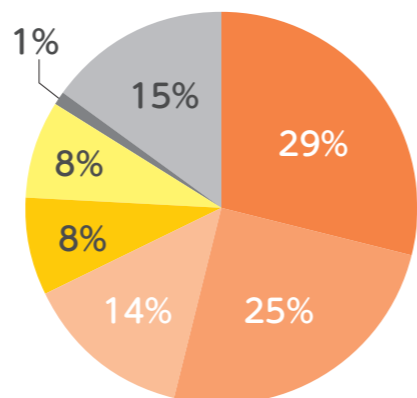
ご利用
いただける方

この保険の被保険者と
その配偶者および同居のご家族

ご相談いただける内容

健康	食事や運動、 人間ドック・健診結果の見方 など
医療	気になる体の症状についての相談、 治療に関する相談 など
介護	運動指導、食事指導、 介護施設、介護保険 など
育児	不妊症および専門医、 産院情報・出産方法 など
メンタルヘルス	対人関係の悩み、子育てのストレス、 不登校・いじめ など

<相談内容分類>



- 気になる体の症状についての相談
- 治療に関する相談
- 母子保健・育児に関する相談
- ストレス・メンタルヘルスに関する相談
- 家庭看護・介護に関する相談
- 健康保持・増進に関する相談
- その他

◎医療機関情報提供サービス (独自の医療機関情報のデータベース・Mefics)

Mefics

医療機関情報

どんな医療機関を選べばいいの
か、またそれはどこにあるのかを
知りたいときにご利用ください。

「専門外来」「専門診療科目」など、
270項目

<具体例>

内科

- 苦しくない
大腸内視鏡
- アンチエイジング
- カプセル型内視鏡

外科

- 痔を手術しないで
治す病院
- 乳がんの専門治療
(温存療法など)

T-PEC医療機関検索

日本全国(約16万件)の「専門病院」、「大学病院」、
「地域の病院」、「クリニック(開業医)」などを検索で
きます。

<イメージ>



各専門分野を代表
する名医による

セカンドオピニオンサービス

ご利用
いただける方

この保険の被保険者

総合相談医との面談や電話相談を通じ、より良い医療を選択するために、現在の診断に対する
見解、今後の治療方針・方法などについてセカンドオピニオン(もう1人の医師の意見)を聞くこと
ができます。

必要に応じて面談によるセカンドオピニオンの結果、より高度な専門性が必要と判断された場合
には、優秀専門臨床医(全国約2,694人 2019年7月時点)の紹介をいたします。(無料で紹介状を
作成いたします。)*電話でのセカンドオピニオンでは、優秀専門臨床医の紹介はありません。

受付時間は月曜日～土曜日9:00～18:00(日曜、祝日および12月31日～1月3日を除く)

ドクターズオブ
ドクターズ
ネットワーク

特別顧問
10名

評議員・総合相談医
467名

優秀専門臨床医
2,694名

(2019年7月時点)

セカンドオピニオンはこんなときに!

- 本当に手術しかないのだろうか?
- 他の治療法はないのだろうか?
- 手術を受ける前に他の専門家に相談したい

サービス利用条件/利用回数:同一の病名での利用は年1回/病名が判明していることなど

受診手配・紹介サービス

ご利用
いただける方

この保険の被保険者

対応できない治療法や手術方法が必要との主治医の判断があるなど、一定の条件が満たされる場合、

各専門分野の医師が在籍している医療機関での受診を手配・紹介いたします。

*治療に便宜や特別な枠を設けるものではありません。

受付時間は月曜日～土曜日9:00～18:00(日曜、祝日および12月31日～1月3日を除く)

*上記サービスはメディケア生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーベック株式会社が提供します。 *このサービスは2020年2月現在のものであり、将来予告なく変更される場合があります。 *このサービスは各サービスごとに諸条件がありますので、サービスご利用時にお問い合わせください。

備えるポイント

商品の概要

保障内容

保険料表

よくある質問

ご契約の諸基準

サービス

契約概要

注意喚起情報

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払理由の詳細や留意点などについては「ご契約のしおり」「約款」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項は、「注意喚起情報」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社はメディケア生命です。

- 引受保険会社：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
- 住所：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
- 電話：メディケア生命コールセンター ☎0120-315056
- ホームページ：[メディケア生命 検索 https://www.medicarelife.com/](https://www.medicarelife.com/)

メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

2 商品の特徴は以下のとおりです。

- 傷害や疾病による所定の入院・手術などを一生にわたり保障することができる医療保険です。
- 特定3疾病入院無制限給付特則または8大生活習慣病入院無制限給付特則が適用されている場合は、特定3疾病または8大生活習慣病による入院を支払日数無制限で保障します。
- 各種特約を付加することにより、保障をさらに充実させることもできます。

3 給付金額・保険期間・保険料払込期間・保険料・保険料払込回数・保険料払込経路などは以下のとおりです。

	保険期間	保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
主契約	終身	終身・ 有期(55歳・60歳・65歳・70歳・ 75歳・80歳まで)	月払い	第1回： 振込み扱い・口座振替扱い*・ クレジットカード扱い(月払いのみ)*
特約	特定損傷特約	80歳まで	半年払い	第2回以後： 口座振替扱い*・ クレジットカード扱い(月払いのみ)*
	その他の特約	終身	年払い	

- *特定3疾病保険料払込免除特約(20)の保険料の払込免除理由に該当する期間は主契約の保険料払込期間中となります。
- *お申し込みいただく保険契約の主契約および特約の給付金額・保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書(電磁的方法による場合は、申込画面)・商品パンフレットなどに記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。
- *電磁的方法によるお申込みの場合には、お申込みの際の保険料払込回数が制限されることがあります。
- *保険料払込回数が半年払い・年払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合や保険料のお払込免除となった場合には、お払い込みいただいた保険料から経過月数に対応する一括払保険料相当額を差し引いた金額を払い戻します。
- *第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。

- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

4 仕組みについて

主契約
**医療
終身保険
(無解約
返戻金型)
(20)**

災害入院給付金	給付限度の型 30日型 60日型 120日型	詳細は37ページ
疾病入院給付金	給付限度の型 30日型 60日型 120日型	
手術給付金	手術給付金等の型 I型 II型	
放射線治療給付金		
骨髄移植給付金		
骨髄ドナー給付金		

*「特定3疾病入院無制限給付特則」または「8大生活習慣病入院無制限給付特則」の適用により、特定3疾病または8大生活習慣病による入院は支払日数無制限

一生
生涯
保障

ご要望に応じて付加できる特約一覧 +

先進医療特約(11)	先進医療給付金	詳細は40ページ
	先進医療一時給付金	
	入院一時給付特約(20)	入院一時給付金
通院治療特約(20)	通院治療給付金	詳細は41ページ
特定損傷特約	特定損傷給付金	詳細は42ページ
8大生活習慣病入院特約(20)	8大生活習慣病入院給付金	給付限度の型 30日型 60日型 120日型
女性医療特約(20)	入院型 女性疾病入院給付金	給付限度の型 30日型 60日型 120日型
	手術型 女性特定手術給付金	詳細は43ページ
	乳房再建術給付金	
特定疾病一時給付特約	特定3疾病保障型 がん一時給付金	詳細は44ページ
	心疾患一時給付金	
	脳血管疾患一時給付金	
特定3疾病保険料払込免除特約(20)	特定3疾病で所定の理由に該当されたときは、以後の保険料のお払込みを免除します。	主契約の保険料払込期間満了まで
薬剤治療特約	抗がん剤治療給付金	詳細は45ページ
	特定薬剤治療給付金	
終身保険特約(低解約返戻金型)	死亡保険金・高度障害保険金	詳細は47ページ
介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)	死亡保険金・介護保険金・高度障害保険金	
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるときは、所定の範囲内で保険金を前払請求することができます。	

一生
生涯
保障

80歳まで

一生
生涯
保障

*ご加入にあたって、給付限度の型についてはメディケア生命所定の制限があります。

*この保険には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時^{*1}または告知が行われた時^{*2}のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは「注意喚起情報」の「ご契約の保障が開始される時期について」[第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。]、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご確認ください。

*1 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

*2 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

5 主契約における給付金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

医療終身保険(無解約返戻金型)(20)(主契約)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
災害入院給付金	不慮の事故による傷害により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき30日型は30日分、60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1095日分。
疾病入院給付金	疾病により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき30日型は30日分、60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1095日分。 【特定3疾病入院無制限給付特約が適用されている場合】 特定3疾病により入院された場合は、1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。 【8大生活習慣病入院無制限給付特約が適用されている場合】 8大生活習慣病により入院された場合は、1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。
手術給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき	【入院中の手術】 < I型 > 基本給付金額×10倍 < II型 > 基本給付金額×10・20・50倍 【外来の手術】 < I型・II型 > 基本給付金額×5倍	通算限度なし
放射線治療給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けられたとき	< I型 > 基本給付金額×10倍 < II型 > 基本給付金額×20倍	通算限度なし(60日に1回)
骨髄移植給付金	疾病により、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術を受けられたとき	< I型 > 基本給付金額×10倍 < II型 > 基本給付金額×50倍	通算限度なし
骨髄ドナー給付金	責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に骨髄幹細胞の採取手術を受けられたとき	< I型・II型 > 基本給付金額×10倍	通算限度なし

*基本給付金額とは、主契約の手術給付金、放射線治療給付金、骨髄移植給付金および骨髄ドナー給付金のお支払金額の基準となる金額です。基本給付金額が0円の場合は、これらの給付金の保障はありません。

次ページに続く

●特定3疾病、8大生活習慣病は以下のとおりです。

特定3疾病:がん・心疾患・脳血管疾患

8大生活習慣病:がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病・高血圧性疾患・肝疾患・膵疾患・腎疾患

●がんには上皮内がんを含みます。

●**特定3疾病入院無制限給付特約および8大生活習慣病入院無制限給付特約が適用されていない場合、かつ基本給付金額が0円の場合で、災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数がいずれも通算して1095日に達したときは、その1095日目の翌日からご契約は消滅します。**

災害入院給付金および疾病入院給付金について

- 1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
- 入院の原因を問わず、災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、災害入院給付金、疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて90日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。

手術給付金について

●手術給付金のお支払金額を算出する倍率は、手術給付金等の型に応じて下表のとおりです。

【I型】

入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 10倍
外来手術(入院外で受けられた手術)	基本給付金額 × 5倍

【II型】

	開頭術・開胸術・開腹術	左記以外
特定3疾病の治療を目的とする入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 50倍	基本給付金額 × 20倍
上記以外の入院中に受けられた手術	基本給付金額 × 20倍	基本給付金額 × 10倍
外来手術(入院外で受けられた手術)	基本給付金額 × 5倍	

- 同一の日に2つ以上の手術を受けられたときでも、重複してお支払いしません。この場合、最も手術給付金のお支払金額の高いいずれか1つの手術を受けられたものとします。
- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定対象となる手術についてはその手術の開始日にのみ手術を受けられたものとみなします。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されることとされている区分番号にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を複数回受けられた場合は、手術を受けられた日から60日間(同一手術期間)については、最も手術給付金のお支払金額の高いいずれか1つの手術を受けられたものとします。



ご注意

<各給付金共通>

- 災害入院給付金・疾病入院給付金のお支払理由が同一の日に重複した場合でも、重複してお支払いしません。
- 災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、骨髄移植給付金または骨髄ドナー給付金のうち、同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複してお支払いしません。

<手術給付金について>

- 以下の手術はお支払いの対象となりません。
 - ・傷の処理(創傷処理、デブリードマン) ・切開術(皮膚、鼓膜) ・抜歯手術
 - ・骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
 - ・異物除去(外耳、鼻腔内) ・鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)
 - ・魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)

<放射線治療給付金について>

- お支払いは60日に1回を限度としています。
- 血液照射はお支払いの対象となりません。(被保険者が受ける放射線治療ではなく、輸血血液に対して放射線照射を行うものであるためです。)

<骨髄ドナー給付金について>

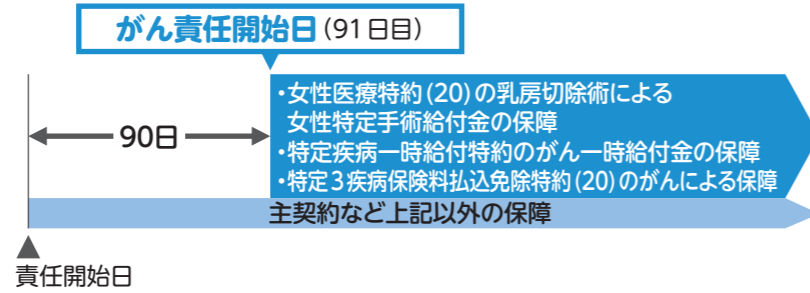
- 提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は、お支払いの対象となりません。

6 各特約における給付金などのお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

がん責任開始日について



■乳房切除術による女性特定手術給付金の保障、特定疾病一時給付特約のがん一時給付金の保障および特定3疾病保険料払込免除特約(20)のがんによる保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。



- *女性医療特約(20)の子宮摘出術および卵巣摘出術による女性特定手術給付金の保障については、責任開始期から開始されます。
- *特定疾病一時給付特約の心疾患一時給付金および脳血管疾患一時給付金の保障については、責任開始期から開始されます。
- *特定3疾病保険料払込免除特約(20)の心疾患および脳血管疾患による保障については、責任開始期から開始されます。

<特定疾病一時給付特約のがん保障型を付加した場合>

■がん責任開始日より前にがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているとしないにもかかわらず、この特約は無効となります。

<女性医療特約(20)の入院・手術型、特定疾病一時給付特約の特定3疾病保障型または特定3疾病保険料払込免除特約(20)を付加した場合>

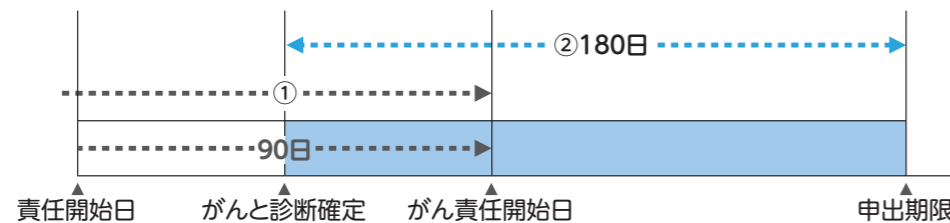
■がん責任開始日より前にがんと診断確定されていた場合(①)で、その診断確定された日からその日を含めて180日以内(②)にご契約者からこれらの特約の無効のお申出*があったときは、お申出のあった特約を無効とします。

なお、お申出がないときは、特約を継続します。この場合、その後、新たにがんと診断確定されても、継続した特約の乳房切除術による女性特定手術給付金、乳房再建術給付金およびがん一時給付金はお支払いせず、または保険料のお払込みを免除しません。

※特約または復活の無効のお申出

*告知義務違反・重大事由による解除の場合は、無効をお申し出いただくことはできません。

*無効とは、これらの特約の効力が初めからなかったものとするをいいます。



先進医療特約(11)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
先進医療給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかわる技術料相当額(自己負担額)	先進医療給付金と先進医療一時給付金を通算して2,000万円まで
先進医療一時給付金		5万円	

●先進医療給付金・先進医療一時給付金のお支払いが通算して2,000万円に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。



■ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療の対象となっている医療技術は、先進医療給付金・先進医療一時給付金のお支払いの対象となります。一方、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている場合(公的医療保険制度の給付対象となっている場合)や、承認取消などの事由によって先進医療ではなくなっている場合は、先進医療給付金・先進医療一時給付金をお支払いできません。

■先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りです。

■先進医療にかかわる技術料とは、受療した先進医療に対する被保険者の自己負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。

■先進医療一時給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。

■同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療を60日を超えて受療されても先進医療一時給付金のお支払いは1回のみとなります。

■同一の被保険者において、先進医療給付のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

入院一時給付特約(20)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額
入院一時給付金	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をされたとき	継続した1回の入院につき、入院一時給付金額

●入院の原因を問わず、主契約の災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、主契約の疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、主契約の災害入院給付金、主契約の疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて90日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。

●入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされるときは、入院一時給付金は1回分のみお支払いします。

●主契約に特定3疾病入院無制限給付特約および8大生活習慣病入院無制限給付特約が適用されていない場合で、主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数がいずれも通算して1095日に達したときは、その1095日目の翌日からこの特約は消滅します。

通院治療特約(20)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
通院治療給付金	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院の原因となった傷害または疾病の治療を目的として、次の通院対象期間中に、通院をされたとき ①入院の原因が、がん以外のときは、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間 ②入院の原因が、がんのときは、その入院の退院日の翌日からその日を含めて5年以内の期間	通院治療給付日額×通院日数	①入院の原因が、がん以外のときは、継続した1回の入院につき30日分。通算では1095日分。 ②入院の原因が、がんのときは、がんによる通院対象期間中の通院については、継続した1回の入院に対する通院のお支払限度および通算限度を超えてお支払いします。

- 入院の原因を問わず、主契約の災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、主契約の疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、主契約の災害入院給付金、主契約の疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて90日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
- 継続した1回の入院とみなされるときは、次のとおりとします。
 - ・2回以上の入院のうち主契約の入院給付金が支払われる最後の入院の退院日をお支払理由に定める退院日とします。
 - ・最初の入院の退院日後、最後の入院の入院日前までの間に、入院の直接の原因の治療を目的として通院されたときは、その通院については、1回の通院対象期間中の通院とみなします。
- 主契約に**特定3疾病入院無制限給付特則**および**8大生活習慣病入院無制限給付特則**が適用されていない場合で、主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数がいずれも通算して1095日に達したときは、その1095日目の翌日からこの特約は消滅します。



ご注意

- 通院には、往診を含みます。ただし、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院などは、通院治療給付金のお支払いの対象となりません。
- 1日に2回以上の通院をされた場合は、1回の通院とみなします。
- 2つ以上の「不慮の事故による傷害」または「疾病」の治療を目的とした1回の通院の場合、通院治療給付金は重複してお支払いしません。
- 入院している日に通院されたときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であると否とにかかわらず、通院治療給付金をお支払いしません。

特定損傷特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
特定損傷給付金	次のいずれかに該当されたとき ①傷害または疾病による骨折に対して治療を受けられたとき ②不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に、関節脱臼、腱の断裂、靭帯の断裂または半月板の断裂に対して治療を受けられたとき	特定損傷給付金額	通算10回

- 脊椎の圧迫骨折は、責任開始期前を含めて初めて治療を受けたものであることを要します。
- 特定損傷給付金のお支払いが通算して10回に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。**



ご注意

- 同一の外因によりお支払いする特定損傷給付金、同一の疾病かつ同時期に発生した骨折に対する特定損傷給付金、および脊椎の圧迫骨折に対する特定損傷給付金のお支払いは、それぞれ1回を限度としています。
- 腱の断裂および靭帯の断裂については、ギプス等による固定や手術を要しない場合はお支払いの対象となりません。
- 半月板の断裂については、手術を要しない場合はお支払いの対象となりません。

8大生活習慣病入院特約(20)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
8大生活習慣病入院給付金	8大生活習慣病により1日以上入院されたとき	8大生活習慣病入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき30日型は30日分、60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1095日分。

- 8大生活習慣病は以下のとおりです。
がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病・高血圧性疾患・肝疾患・脾疾患・腎疾患
- がんには上皮内がんを含みます。
- 1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
- 直前の8大生活習慣病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて90日以内に開始した入院は、継続した1回の入院とみなします。
- 8大生活習慣病入院給付金の支払日数が通算して1095日に達したときは、その1095日目の翌日からこの特約は消滅します。**

女性医療特約(20)

お支払いする給付金		お支払理由	お支払金額	お支払限度
入院・手術型	入院型 女性疾病入院給付金	責任開始期以後に発病した女性疾病により1日以上入院されたとき	女性疾病入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき30日型は30日分、60日型は60日分、120日型は120日分。通算では1095日分。
	女性特定手術給付金	次のいずれかの手術を受けられたとき 【乳房切除術】 がん責任開始日以後に診断確定されたがんにより乳房切除術を受けられたとき 【子宮摘出術】 責任開始期以後に発生した傷害または疾病により子宮摘出術を受けられたとき 【卵巣摘出術】 責任開始期以後に発生した傷害または疾病により卵巣摘出術を受けられたとき	女性疾病入院給付日額×30倍	通算限度なし
	乳房再建術給付金	女性特定手術給付金のお支払いの対象となった乳房について、乳房再建術を受けられたとき	女性疾病入院給付日額×100倍	1乳房につき1回

●女性疾病の例

すべてのがん	乳がん、子宮がん、肺がん など
女性特有の病気	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症、異常分娩(例:帝王切開) など
女性に多い病気	鉄欠乏性貧血、低血圧症、リウマチ、膀胱炎、胆石症、メニエール病、骨粗しょう症 など

- がんには上皮内がんを含みます。
- がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。
*病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。
- 1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
- 直前の女性疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて90日以内に開始した入院は、継続した1回の入院とみなします。
- 特約の型が入院型の場合で、女性疾病入院給付金の支払日数が通算して1095日に達したときは、その1095日目の翌日からこの特約は消滅します。**



<女性特定手術給付金について>

- 同一の乳房に対する乳房切除術による女性特定手術給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、重複してお支払いしません。
- 子宮摘出術による女性特定手術給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、重複してお支払いしません。
- 卵巣摘出術による女性特定手術給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、重複してお支払いしません。
- 異常分娩による手術、検査のための手術、子宮頸管ポリープ切除術、卵管形成術などはお支払いの対象となりません。

<乳房再建術給付金について>

- お支払いは1乳房につき1回を限度としています。
- 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術はお支払いの対象となりません。

特定疾病一時給付特約

お支払いする給付金		お支払理由	お支払金額	お支払限度
特定3疾病保障型	がん保障型 がん一時給付金	初回 がん責任開始日以後に初めてがんと診断確定されたとき 2回目以後 直前のがん一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、診断確定されたがんの治療を目的とする入院を開始されたとき ^{*1}	基本給付金額	通算限度なし(1年に1回)
	心疾患一時給付金	初回 責任開始期以後に発病した心疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を開始されたとき ②急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき 2回目以後 直前の心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①②の入院をされたとき、または③の手術を受けられたとき ^{*2}	基本給付金額	通算限度なし(1年に1回)
	脳血管疾患一時給付金	初回 責任開始期以後に発病した脳血管疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①脳卒中の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき 2回目以後 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①②の入院をされたとき、または③の手術を受けられたとき ^{*3}	基本給付金額	通算限度なし(1年に1回)

- ※1 直前のがん一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、がんの治療を目的とする入院を継続されているときは、その日に入院を開始されたものとみなすため、お支払理由に該当します。
- ※2 直前の心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、以下のいずれかに該当されたときは、お支払理由に該当します。
・急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を継続されているとき
・急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的とする入院を20日以上継続されているとき
- ※3 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、以下のいずれかに該当されたときは、お支払理由に該当します。
・脳卒中の治療を目的とする入院を継続されているとき
・脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的とする入院を20日以上継続されているとき

がん一時給付金について

- がんには上皮内がんを含みます。
- がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。
*病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。

心疾患一時給付金について

- 入院を2回以上された場合、最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日以内に同一の心疾患で転入院または再入院をされたときは、継続した1回の入院とみなします。

脳血管疾患一時給付金について

- 入院を2回以上された場合、最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日以内に同一の脳血管疾患で転入院または再入院をされたときは、継続した1回の入院とみなします。



<各給付金共通>

- 同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複してお支払いしません。
- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定対象となる手術についてはその手術の開始日により手術を受けられたものとみなします。
- 記載の内容は概要や代表事例を示しています。**約款所定の条件に該当されない場合はお支払いできません。**

特定3疾病保険料払込免除特約(20)

以下の理由のいずれかに該当されたときは、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます。)のお払込みを免除します。

特定3疾病	保険料のお払込免除の理由
がん	がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき
心疾患	責任開始期以後に発病した心疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を開始されたとき ②急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき
脳血管疾患	責任開始期以後に発病した脳血管疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①脳卒中の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき

- がんには上皮内がんを含みます。
- がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。
*病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。
- 心疾患については、入院を2回以上された場合、最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日以内に同一の心疾患で転入院または再入院をされたときは、継続した1回の入院とみなします。
- 脳血管疾患については、入院を2回以上された場合、最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日以内に同一の脳血管疾患で転入院または再入院をされたときは、継続した1回の入院とみなします。

薬剤治療特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度	
抗がん剤型 抗がん剤治療給付金	がん	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病したがんを直接の原因とし、そのがんの治療を目的として、がんの支払対象薬剤による薬剤治療を受けられたとき	抗がん剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、抗がん剤治療給付金額	通算限度なし (同一月に1回)
支払対象薬剤I型 特定薬剤治療給付金	次のいずれかに該当されたとき		特定薬剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、特定薬剤治療給付金額	60回型は通算60回、 120回型は通算120回 (同一月に1回)
	心疾患	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した心疾患を直接の原因とし、その心疾患の治療を目的として、心疾患の支払対象薬剤による薬剤治療を受けられたとき		
	脳血管疾患	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した脳血管疾患を直接の原因とし、その脳血管疾患の治療を目的として、脳血管疾患の支払対象薬剤による薬剤治療を受けられたとき		

*薬剤治療とは、医師による支払対象薬剤の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいい、投与または処方された時点で、健康保険法等に定める療養の給付に関する規定において給付対象となる療養に限り、手術・処置・検査の際の血液凝固を防止することを目的とする支払対象薬剤の投与や臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする支払対象薬剤の投与等、発病した疾病の治療を直接の目的としない支払対象薬剤の投与または処方を除きます。

- 病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。

次ページに続く

抗がん剤治療給付金について

- がんには上皮内がんを含みます。

支払対象薬剤について

- 支払対象薬剤は、特約の型、対象疾病に応じて下表のとおりです。

特約の型	対象疾病	支払対象薬剤	
抗がん剤型	がん	抗がん剤(ホルモン剤含む)	がん細胞を破壊、または増殖を抑える薬
	心疾患	抗血栓薬	血栓を溶かしたり、血栓をできにくくする薬
脳血管疾患			

*支払対象薬剤に記載の薬剤の解説は、2020年2月現在のものです。

- 支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品とします。
 - ①医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた医薬品のうち、各対象疾病の医薬品の定義に該当する医薬品であること
 - ②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、各対象疾病の医薬品分類に該当する医薬品(医薬品の定義を満たす所定の医薬品を含みます。)であること

投与・処方された薬剤がお支払いの対象となるかを確認されたい場合は、メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」(<https://iyakuhin.medicarelife.com/>)をご確認ください。「医薬品ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。



<各給付金共通>

- 処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく支払対象薬剤の支給を受けられていないときは、抗がん剤治療給付金および特定薬剤治療給付金のお支払いの対象となりません。

<抗がん剤治療給付金について>

- お支払いは、お支払理由が生じた日の属する月ごとに1回となります。

<特定薬剤治療給付金について>

- お支払いは、お支払理由が生じた日の属する月ごとに1回となります。

<支払対象薬剤について>

- 心疾患および脳血管疾患の支払対象薬剤について、**シクロオキシゲナーゼを阻害する医薬品およびその配合剤はお支払いの対象となりません。**

お支払いの対象外となる薬剤の名称は次のとおりです。

- アスピリン
- アスピリン・ダイアルミネート
- アスピリン・ランソプラゾール配合剤

*2020年2月現在

記載の内容は概要や代表事例を示しています。
約款所定の条件に該当されない場合はお支払いできません。

終身保険特約(低解約返戻金型)

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額
死亡保険金	死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき	死亡保険金額と同額

- 高度障害保険金をお支払いした場合は、高度障害保険金のお支払理由に該当された時からこの特約は消滅します。



ご注意

- 同一の契約において、終身保険特約(低解約返戻金型)と介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を重複して付加することはできません。
- 死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。

介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額
死亡保険金	死亡されたとき	死亡保険金額
介護保険金	公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき	死亡保険金額と同額
高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき	死亡保険金額と同額

- 介護保険金または高度障害保険金をお支払いした場合は、介護保険金または高度障害保険金のお支払理由に該当された時からこの特約は消滅します。



ご注意

- 同一の契約において、終身保険特約(低解約返戻金型)と介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を重複して付加することはできません。
- 死亡保険金・介護保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。

リビング・ニーズ特約

- 余命6か月以内と判断されるとき、終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)の死亡保険金の合計額の全部または一部を前払請求することができます。

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額
リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額*から、対応する6か月分の利息および特約の保険料相当額を差し引いた金額

※特約基準保険金額とは、リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる保険金額をいい、次のいずれか小さい金額を限度として、ご請求の際に被保険者に指定していただきます。

・請求日における終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)の死亡保険金額の合計額・3,000万円(被保険者おひとりにつき3,000万円を限度とします。なお、限度額は将来変更することがあります。)

- この特約を付加する場合には、同一のご契約に終身保険特約(低解約返戻金型)または介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)が付加されていることを要します。主契約に付加された終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)が消滅した場合、この特約は消滅します。
- リビング・ニーズ保険金のお支払いは、1契約につき1回を限度としています。**リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。**
- リビング・ニーズ保険金のお支払金額、ご請求、お支払い後のお取扱いについて、詳しくは「ご契約のしおり」の[特約について]をご確認ください。

次ページに続く



ご注意

- リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、死亡保険金、介護保険金または高度障害保険金の支払請求を受け、その保険金をお支払いするときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いしません。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いする際には、特約基準保険金額から所定の金額を控除します。万一、請求日から早期に亡くなられた場合には、請求されなかった場合と比べてお支払金額が少なくなります。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いしたときは、対応する終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)は請求日にさかのぼって消滅または減額されたものとしします。なお、これに伴う解約返戻金のお支払いはありません。
- 同一の被保険者において、メディケア生命のリビング・ニーズ特約を重複して付加することはできません。

7 保険料のお払込免除については以下のとおりです。

- 特定3疾病保険料払込免除特約(20)の付加にかかわらず、所定の高度障害状態になられたとき、または不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

*特定3疾病保険料払込免除特約(20)を付加した場合の保険料のお払込免除については、45ページをご確認ください。

8 配当金・満期保険金はありません。

- この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。また、満期保険金もありません。

9 解約返戻金・死亡保険金については以下のとおりです。

- 主契約については、保険料払込期間が終身の場合および有期で保険料払込期間中の場合は、解約返戻金や死亡保険金はありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約または死亡されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の解約返戻金または死亡返還金があります。
- 主契約に付加された特約(終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)を除く)は、保険期間を通じて解約返戻金や死亡保険金がありません。
- 終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。ご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

10 法令などの改正に伴うお支払理由などの変更については以下のとおりです。

- メディケア生命は、主契約および特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、骨髄移植給付金、先進医療給付金、先進医療一時給付金、女性特定手術給付金、心疾患一時給付金、脳血管疾患一時給付金、抗がん剤治療給付金もしくは特定薬剤治療給付金のお支払理由または特定3疾病保険料払込免除特約(20)における保険料の払込免除理由を変更することがあります。
- メディケア生命は、医薬品医療機器等法の改正により、薬剤治療特約の給付にかかわる医薬品製造販売承認制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、抗がん剤治療給付金および特定薬剤治療給付金のお支払理由を変更することがあります。
- メディケア生命は、介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護保険金のお支払理由を変更することがあります。

11 生命保険募集人については以下のとおりです。

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)は、お客さまとメディケア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

給付金などのお支払いについて、詳しくは「ご契約のしおり」[約款]をご確認ください。

M E M O

特にご注意ください
いただきたい事項

注意喚起 情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みの際に特にご注意くださいいただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 特に給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分については必ずご確認ください。また、現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずご確認ください。
- この「注意喚起情報」のほか、「契約概要」「ご契約のしおり」「約款」についてもご確認ください。
- なお、主な保険用語のご説明については「ご契約のしおり」をご参照ください。

1 健康状態・職業などについてありのままをお知らせください。(告知義務)

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」をご参照ください。

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業などメディケア生命がおたずねすることについて、ありのままを正しくお知らせ(告知)ください。

生命保険募集人への告知について

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む。以下同じ)は告知を受領する権限がありません。したがって、生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、**ご契約を解除することがあります。**
 - ご契約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする理由が発生していても、これを**お支払いできないことがあります。**
- また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも詐欺による取消しを理由として、**給付金などをお支払いできないことがあります。**

2 傷病歴などがある場合は、健康診断書や追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」をご参照ください。

お引受けについて

- ご契約のお引受けについては、告知の内容などの結果から無条件もしくは条件付でご契約をお引き受けさせていただくことや、ご契約をお断りすることもあります。
- 健康に不安を抱えている方には、引受範囲を拡大した商品を販売しております。詳しくは募集代理店またはメディケア生命コールセンターまでお問い合わせください。

3 ご契約の保障が開始される時期について

- 責任開始期に関する特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時^{※1}または告知が行われた時^{※2}のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。
- 一部の給付金など(下記①の保障)は、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から保障が開始されます。

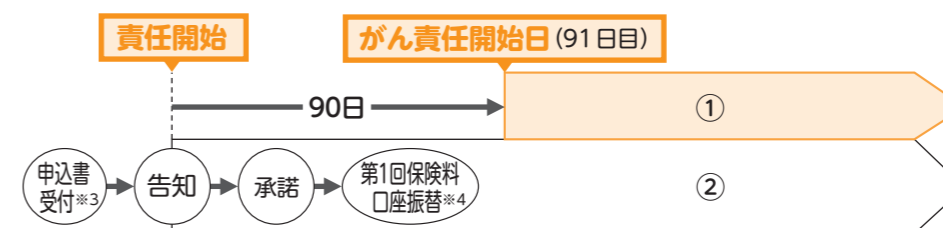
①	乳房切除術による女性特定手術給付金の保障、がん一時給付金の保障および特定3疾病保険料払込免除特約(20)のがんによる保障
②	主契約など上記以外の保障

※1 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

※2 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

保障開始の例

第1回保険料の払込方法が口座振替の場合



※3 申込書受付とは、メディケア生命または募集代理店がお客さまより申込書を受領することをいいます。ただし、電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信することをいいます。

※4 第1回保険料の払込方法がクレジットカードの場合は「クレジットカードが有効かつ第1回保険料が利用限度額内であることの確認」に、第1回保険料の払込方法が振込みの場合は「第1回保険料振込み」に、「第1回保険料口座振替」を読み替えます。

*責任開始期に関する特約が付加されない場合については、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご参照ください。

生命保険募集人について

- 生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。

*保険契約締結の「媒介」と「代理」については「ご契約のしおり」の「生命保険募集人について」をご参照ください。

4 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、お申込みの撤回等を行うことができます。 (クーリング・オフ制度の適用対象商品です。)

お申込みの撤回等ができる期間



※1 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日

撤回方法について

●申込者またはご契約者(以下、「申込者等」といいます。)は、保険契約の申込日※2または注意喚起情報の交付日※3のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます。)を行うことができます。

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりメディケア生命あて送付してください。

この場合、書面には以下の事項をご記入ください。

- ①申込者等の氏名(カナ氏名もご記入ください)
- ②被保険者の氏名(カナ氏名もご記入ください)
- ③申込者等の生年月日
- ④申込者等の住所
- ⑤申込者等の電話番号
- ⑥保険商品名
- ⑦募集代理店名
(保険ショップ・銀行などの募集代理店を通じてお申し込みされた場合のみ)
- ⑧クーリング・オフの理由
- ⑨お申込みの撤回等をする旨
- ⑩申込者等ご本人さまによるご署名

*証券番号がおわかりになる場合は、あわせてご記入ください。

お申込みの撤回等があった場合は、すでにお払い込みいただいた金額を返還いたします。

※2 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命に発信された日とします。

※3 郵送によりお受取りになった場合は、「注意喚起情報の交付日」を「注意喚起情報の配達日」と読み替えるものとします。

●ご契約の内容変更の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

<記入例> *書式は自由です。

メディケア生命保険株式会社 御中
証券番号 12345678901
申込者 目出 太郎
被保険者 目出 太郎
生年月日 ●年●月●日
住所 〒135-0033
東京都江東区深川〇-〇-〇
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
保険商品名 新メディフィットA
募集代理店名 〇〇代理店

■クーリング・オフの理由

私は上記の申込みを撤回します。
〇年〇月〇日
目出 太郎

差し支えなければ、クーリング・オフの理由を記入してください。

- (例)・商品内容を再検討したいため。
・家族からの反対があったため。
・他社の保険に加入するため。
・資金が必要となったため。

ご連絡先	〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12 メディケア生命保険株式会社 契約管理部 お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、メディケア生命コールセンターにご連絡ください。
	メディケア生命コールセンター 0120-315056
	受付時間 月～金: 午前9時～午後7時 (祝日・年末年始を除く) 土・日: 午前9時～午後5時

5 給付金などのお支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[給付金などをお支払いできない場合について]をご参照ください。

給付金などをお支払いできない場合の例

●責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合

ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いすることがあります。

●特定疾病一時給付特約のがん保障型が付加されている場合で、がん責任開始日前にがんと診断確定されていたことにより特約が無効となった場合

*がんの診断確定については「ご契約のしおり」の[主な保険用語のご説明]、無効については「ご契約のしおり」の[特約について]をご参照ください。

●告知していただいた内容が事実と相違し、主契約または特約が告知義務違反により解除となった場合または詐欺により取消しとなった場合(ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いします。)

●給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

●保険契約の締結について詐欺によりご契約が取り消された場合や給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効となった場合(なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。)

●給付金などの免責事由に該当した場合(例:ご契約者または被保険者などの故意または重大な過失によるときなど)

6 第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。

第1回保険料猶予期間満了による無効について

●第1回保険料については、第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約が無効となった場合は、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなるため、給付金などのお支払理由が発生していても給付金などはお支払いしません。また、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取り扱いしません。

●このお取扱いによりご契約が無効となった場合、無効となったご契約のご契約者が再度メディケア生命の保険契約をお申し込みされる際には、責任開始期に関する特約は付加できません。

*第1回保険料の払込期間は責任開始日から、その日の属する月の翌々月末日までとなります。第1回保険料の猶予期間は第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から末日までとなります。

7 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約が失効します。万一失効した場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。

詳しくは「ご契約のしおり」の「保険料について」をご参照ください。

失効について

- 保険料払込期中にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなります(失効)。失効後にお支払理由が発生しても給付金などはお支払いしません。
- 万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。(すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。)この場合、告知と合わせて、延滞した保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。
- ご契約の復活をメディケア生命が承諾した場合には、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。(一部の給付金などのがんによる保障については、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した日から、その日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。)

8 解約返戻金について

- 主契約は、保険料払込期間が終身の場合および有期で保険料払込期間中の場合、解約返戻金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の解約返戻金があります。
- 終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合*の70%としています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額となります。ただし、保険料払込期間が満了しても、保険料がすべて払い込まれていない場合には、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。
*保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはありません。
- 上記以外の特約は、保険期間を通じて解約返戻金がありません。

9 死亡保険金について

- 主契約は、保険料払込期間中の死亡保険金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に被保険者が死亡されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の死亡返還金があります。
- 終身保険特約(低解約返戻金型)および介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)以外の特約は、保険期間を通じて死亡保険金がありません。
- 円滑なご請求のためにも、ご契約者から死亡返還金受取人などに、事前にご契約内容などについてご説明ください。

10 生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

詳しくは「ご契約のしおり」の「生命保険契約者保護機構について」をご参照ください。

削減される場合について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- メディケア生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件が変更される可能性があり、お受取りになる保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

生命保険 契約者 保護機構	TEL 03-3286-2820 受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く):午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/
---------------------	---

11 現在ご加入のご契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている方は、ご契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」[その他の諸手続きについて]をご参照ください。

不利益となる点について

<現在ご加入の保険契約について不利益となる点>

- 新たにお申込みの保険契約のお取扱いに関わらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約は元に戻せないことがあります。
- 現在ご加入の保険によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 特にご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 現在のご契約については、一般的に特約の中途付加・追加契約などの方法により保障内容を見直すことができる場合があります。

<新しい保険契約について不利益となる点>

- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによっては**お断りすることがあります。**
- 一般のご契約と同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったために新たなご契約が**解除または取消しとなることもあります。**
- 現在ご加入の保険契約のままであればお支払いできる場合であっても、責任開始期前の発病などの場合には、給付金などが支払われないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始期前に現在のご契約を解約された場合、保障のない期間が発生してしまう場合があります。
- 新たなご契約の責任開始日から一定期間、保険金・給付金などのお受取りができない場合があります。
- 保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などは、現在のご契約と新たなご契約とでは異なる場合があります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなる場合があります。
*予定利率については、「ご契約のしおり」の「主な保険用語のご説明」をご参照ください。

12 メディケア生命の組織形態について

メディケア生命の組織形態について

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、メディケア生命は「株式会社」です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

13 ご請求手続きに際しては、給付金などをもらえずにご請求いただくために、複数の給付金などのお支払理由に該当しないかご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の「給付金などのご請求手続きについて」[給付金などをもらえずにご請求いただくための確認について]をご参照ください。

ご請求される時には

- お客さまからのご請求に応じて、給付金などをお支払いしますので、お支払理由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。
- 給付金などのお支払理由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、**複数の給付金などのお支払理由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。**お支払理由に該当していると思われる場合は、被保険者の傷病名・障害状態などをご確認のうえメディケア生命コールセンターにお問い合わせください。
- 給付金などのお支払いの可否については、メディケア生命が決定させていただきます。



ご注意

- 被保険者が複数のご契約に加入されている場合がありますので、それぞれのご契約についてご確認ください。
- メディケア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所などの連絡先を変更された場合は必ずご連絡ください。
- 契約内容の変更を行った場合、保険証券への表示を省略することがあります。この場合、代わりに変更後の内容を記載した書面を送付いたします。

14 被保険者が給付金などをご請求できない場合、被保険者に代わって、指定代理請求人が、給付金などをご請求することができます。

詳しくは「ご契約のしおり」の「代理請求制度について」をご参照ください。

指定代理請求人の条件について

- 指定代理請求人は給付金などの請求時において、次のいずれかの範囲内であることが必要です。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、甥姪
 - ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 など

円滑なご請求のために

- 給付金などの円滑なご請求のためにも、ご契約者から指定代理請求人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

15 その他お申込みにあたってご確認ください

ご記入について

- 申込書・告知書は、必ずご契約者および被保険者ご自身でご記入ください。
- ご記入後は、内容を十分お確かめのうえ、ご自身で署名してください。
*電磁的方法によるときは、申込画面・告知画面にご自身でご入力ください。

領収証について

- 第1回保険料充当金をお払い込みいただく際に、領収証は発行いたしません。
- 振込控などはご契約成立後にメディケア生命から送付する保険証券が到着するまで大切に保管してください。

特約の中途付加について

- リビング・ニーズ特約を除き、特約の中途付加のお取扱いはありません。

16 お申込内容などの確認にお伺いすることがあります。

確認について

- メディケア生命の確認担当社員またはメディケア生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、または給付金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- ご契約の際(お申込み時など)に、運転免許証やパスポートなどで、ご本人であることを確認させていただきます。

17 生命保険契約に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情については、メディケア生命コールセンターおよび一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、以下のメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

メディケア生命コールセンター

 **0120-315056**

受付時間 月～金：午前9時～午後7時
土・日：午前9時～午後5時
(祝日・年末年始を除く)

生命保険相談所について

- 「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法にもとづき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。メディケア生命は、生命保険協会との間で紛争解決など業務に関する生命保険会社の義務などを定めた契約を締結しております。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
- なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

18 この商品は預金ではありません。

この商品について

- この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません。(預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。)

19 税務のお取扱いについて

生命保険料控除について

- 生命保険料控除の種類には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。
- お払い込みになる保険料は、主契約と特約のそれぞれについて、次のとおり控除の種類が異なります。

対象となる保険料	控除の種類
終身保険特約(低解約返戻金型)、 介護保障付終身保険特約(低解約返戻金型)	一般生命保険料控除
主契約、上記以外の特約	介護医療保険料控除

給付金などの税法上のお取扱いについて

死亡返還金・死亡保険金のお取扱い

- ご契約者(保険料負担者)・被保険者と受取人の関係によって、次のとおり死亡返還金・死亡保険金に対する税金が異なります。

契約形態	契約例			税法上のお取扱い
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
ご契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)・住民税
ご契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

- 受取人は、被保険者が死亡された後は変更できません。
- 一般的に、贈与税は、相続税に比べ税率が高くなります。

非課税扱いの特典について

- 被保険者が受け取られる次の給付金などは、全額非課税となります。

<ul style="list-style-type: none"> ・災害入院給付金 ・疾病入院給付金 ・手術給付金 ・放射線治療給付金 ・骨髄移植給付金 ・骨髄ドナー給付金 ・先進医療給付金 ・先進医療一時給付金 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院一時給付金 ・通院治療給付金 ・特定損傷給付金 ・8大生活習慣病入院給付金 ・女性疾病入院給付金 ・女性特定手術給付金 ・乳房再建術給付金 ・がん一時給付金 	<ul style="list-style-type: none"> ・心疾患一時給付金 ・脳血管疾患一時給付金 ・抗がん剤治療給付金 ・特定薬剤治療給付金 ・高度障害保険金 ・介護保険金 ・リビング・ニーズ保険金
--	--	--

*税務のお取扱いは、2020年2月現在のものです。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

